

**令和 6 年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 5 年度分)**

令和6年8月

武蔵野市教育委員会

目 次

1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について...	1
2	武蔵野市教育委員会教育目標.....	2
3	令和5年度武蔵野市教育委員会の基本方針	3
【基本方針1】	個性の伸長と市民性を高める教育の推進	4
【基本方針2】	あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成	5
【基本方針3】	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	7
【基本方針4】	健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進	8
【基本方針5】	学校経営の改善・充実	9
【基本方針6】	学校施設の確実な整備	10
【基本方針7】	生涯学習・スポーツ事業の充実	11
【基本方針8】	歴史文化の継承と創造	13
【基本方針9】	図書館の力を高め地域に活かす	14
4	令和5年度各課重点事業の点検・評価	16
5	点検・評価に関する有識者からの意見	47
6	資料	54
(1)	教育委員会名簿	54
(2)	令和5年度教育委員会定例会における審議内容	54

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○概要

本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、これを公表している。

これは、本市教育委員会が毎年定める教育目標及び基本方針で示した施策の方向性と照らし合わせ、点検・評価するとともに、今後の取組について明示するものである。

また、その際には、教育に関し学識経験を有する方からの意見を反映するものとする。

○点検及び評価の対象

令和5年度の重点事業を対象とする。重点事業とは、主に次のものとする。

- (1) 新規事業
- (2) 継続事業のうち規模を拡大した事業
- (3) その他の継続事業のうち、特色ある事業、予算規模の大きい事業など、特に報告の必要がある事業

○点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等の総括にあたっては、学識経験者の意見を聴取し、活用するものとする。
- (3) 教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を作成する。報告書は市議会に提出するとともに、公表する。

2 武蔵野市教育委員会教育目標

(1) 武蔵野市民のための教育を進めるにあたって

武蔵野市の教育は、人間尊重の精神に基づき、普遍的で個性豊かな文化の創造と豊かな地域社会の実現を目指し、人間性豊かに生きる市民の育成、社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成及び我が国の歴史や文化を尊重し、国際社会に生きる日本人の育成を願って進めます。

武蔵野市においては、経済・社会のグローバル化、情報通信技術の発達、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、意欲をもって取り組む人間を育成する教育を重視します。

武蔵野市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に市民のための教育行政の推進に努めます。

(2) 武蔵野市教育委員会の教育目標

武蔵野市教育委員会は、子どもたちが、自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となることを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう社会教育を充実させ、学校教育と合わせ、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

3 令和5年度武蔵野市教育委員会の基本方針

武蔵野市教育委員会は、教育目標を達成するために、以下の基本方針及び指導や事業の重点に基づき、学校教育と社会教育の連携を図り、地域の特性を生かした教育を推進するとともに、総合的に教育施策の充実を図ります。

なお、事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症による影響等、当初想定していなかった事象が生じて、子どもの最善の利益を第一に考え適切に対応します。

【基本方針】

- 1 個性の伸長と市民性を高める教育の推進
- 2 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成
- 3 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- 4 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進
- 5 学校経営の改善・充実
- 6 学校施設の確実な整備
- 7 生涯学習・スポーツ事業の充実
- 8 歴史文化の継承と創造
- 9 図書館の力を高め地域に活かす

【基本方針 1】 個性の伸長と市民性を高める教育の推進

一人一人の子どもが、自分のよさや可能性を認識できるよう、日常的に肯定的な言葉かけを行ったり、力を発揮できる場を設定したりするなど、すべての学校職員が個性の伸長を意識して子どもたちと接します。そして、子どもたちが自らの力の向上に向けて努力し、力を最大限に発揮できるように、自信や意欲を高める教育を推進します。

また、自分と同じように他者を大切にしよう人権教育を充実させるとともに、他者と協働してよりよい生活や社会を築いていくために必要な市民性の育成に努めます。

○人権教育や多様性を生かす教育の推進

多様な背景をもつ子どもたちが共に学ぶ学校において、互いに違いを認め尊重し合い、自他を敬愛する態度の育成を図り、あらゆる偏見や差別をなくすよう、全教育活動を通じて人権教育を推進します。特に、子どもの権利条約の理念や子どもの権利条例（仮称）に示された「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、子どもの意見表明や子どもの参加の実現に努めます。

また、子どもが自分らしく安心していられる場所としての学校づくりや学級づくりを前提としたうえで、多様性を生かす教育を推進するために、各教科等や学級活動、児童会・生徒会活動において対話を通じた最適解・納得解の形成を目指す取組を進めます。

さらに、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図ります。子どもたち一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められることと併せて、いのちを大切にする心や思いやりの心等の豊かな人間性の育成を目指します。

これらの取組により、子どもの自己肯定感や自尊感情が育まれているのかを検証するために、自尊感情測定尺度（東京都版）を用いた調査を行います。

○いじめ防止の推進

「武蔵野市いじめ防止基本方針」を踏まえて、家庭、地域、関係機関との行動連携を図りながら、各学校のいじめ対策委員会を中心に組織的に、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を行います。特に、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等による面談を実施するなどして子どもたちの様子の把握に努めます。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の実施等、身近な人に助けを求めることの大切さの指導及び、校内の指導体制や教育相談体制の充実を図ります。

○武蔵野市民科の実施

子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む「武蔵野市民科」の学習を推進します。各学校では、自校の特色を生かした探究的な武蔵野市民科カリキュラムを教科等横断的に計画・実施し、取組を積極的に発信します。引き続き、研究校を指定するとともに、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会を中心に、各学校の取組内容等を共有し、カリキュラムの改善・充実及び事業の評価を行います。

○長期宿泊体験活動の効果的な実施

長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）は、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、主体的に問題を解決する意欲や態度を培うために実施している本市の特色ある教育活動であり、さらなる充実を図ります。

特に、長期宿泊体験活動検討委員会で整理した資質・能力を目指し、発達段階に応じた活動内容を各校工夫し、系統性ある活動を実施します。また、令和4年度から各学校で行っている事業評価の結果等を基に、長期宿泊体験活動検討委員会報告書の提案について効果検証を行います

基本方針1による重点事業

- ・ 人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止の推進（指導課）
- ・ 武蔵野市民科の実施（指導課）

【基本方針2】 あらゆる学びの基盤となる資質・能力の育成

学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力や人間性等の涵養を図ります。

また、すべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力を育むよう、理数教育をはじめとして各教科等の学習を確実に進めるとともに、教科等横断的な視点から教育課程を編成・実施・評価・改善するカリキュラム・マネジメントに各学校が主体的に取り組み、教育の質的向上を図るよう支援します。

○言語活動の充実

すべての学びの基盤となる言語の重要性を踏まえ、国語科をはじめとして教育活動全体に、記録や要約、発表や討論などの活動を計画的に位置付け、「主体的・対話的で深い学び」に結び付く言語活動を推進します。そのために、各教科等において、基礎的・基本的な知識及び技能の確かな習得を図ります。教育課題研究開発校に指定した2校において、国語科の言葉による見方・考え方を働かせる学習活動を追究し、研究成果を共有します。また、探究的な活動や協働的な活動を位置付けた学習を充実させ、思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成に努めます。子どもたち一人一人についての理解を深め、取組状況等を認め励ますことにより、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

加えて、校内の言語環境の整備に努め、子どもたちの表現力を高める活動を奨励し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

○英語教育の充実

言語の働きや文化の理解、英語を使って自分の思いや考えを伝える力、自信をもってコミュニケーションを図ろうとする態度等を育成するため、研修の充実や小学校英語教育推進ア

ドバイザーによる巡回指導等を通して、ALT（外国語指導助手）と学級担任（または教科担任）によるチーム・ティーチングのあり方や地域の方と連携した授業展開を工夫するなど、授業改善を進めます。また、中学校の英語科とのスムーズな接続を図り、英語力のさらなる向上を目指します。

○学校図書館を有効活用した教育の推進

子どもたちの知的好奇心や思考力、表現力を高め、感性・情緒を豊かなものにするため、子どもたちが読書に親しむ機会を広げて読書の楽しさや喜びを味わったり、進んで調べ学習をしたりするなど、学校図書館の学習センター、情報センターとしての機能を強化します。学校司書の配置時間を拡充し、放課後の学校図書館開放の実施や中央図書館との連携、読書活動等を推進するための教員との打ち合わせなどを充実させます。新聞の配備や様々な種類の図書に触れられるよう新書の導入や蔵書割合の見直し、授業における学校図書館の活用を推進します。

また、朝読書や読書週間など各学校の創意工夫を奨励したり、読書の動機付け指導などの取組を推進したりして、読書習慣の確立や読書環境の整備に努めます。併せて、市立図書館と学校の連携強化に一層努めます。

○ICTを適切かつ効果的に活用した授業の実施・促進

「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」に基づき、一人1台の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に使用して、子どもたちがICTを授業で活用し、他者と協働して自己の考えを発信したり、深めたりするような学習活動を充実させます。その成果と課題を武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会で整理し、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成します。また、引き続き、ICTサポーターや端末導入支援員による授業支援を進めるとともに、学習者用コンピュータ通信等により、取組の様子等を発信していきます。

○デジタル・シティズンシップ教育の推進

「ICTを使うことが当たり前の社会に求められる『態度やスキル』を身に付ける」ことを「デジタル・シティズンシップ教育」と定め、子どもたちが自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、学校公開等の機会などを通じて家庭や地域と連携を図る理解・啓発を行います。また、各教科等の指導の中で、発達段階に応じ、意図的・計画的にICTを適切・安全に使う資質・能力を身に付けさせます。

○論理的思考・プログラミング的思考の育成

観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの理科的な見方・考え方を育てます。また、子どもたちの実態に応じた効果的な習熟度別指導を実施し、子どもたち一人一人の数学的な見方・考え方の育成を図ります。さらに、生涯学習事業との連携を図り、理科や算数・数学など科学に対する興味・関心を高める活動を推進します。

また、プログラミング的思考を育むため、各小学校が、研究校の成果を生かし、年間指導計画の作成及び計画的かつ効果的な学習活動を行います。

基本方針2による重点事業

- ・言語能力の育成（指導課）
- ・学習者用コンピュータを活用した学びの推進（指導課）

【基本方針3】 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、一人一人の教育的ニーズに応じた特別な指導を行う連続性のある多様な学びの場を用意します。併せて、交流及び共同学習を推進します。また、教育機会確保法を踏まえて、安心して通うことができる学校づくりを進めるとともに、多様な学びの場での活動の充実を図ります。子ども自身や保護者の状態に対応した切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

○特別支援教育の充実

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援、合理的配慮を行います。医療的ケアが必要な子どもたちに対応するため、関係機関との連携により支援体制を構築します。また、就学相談や就学支援シートなどにより、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を推進します。特別支援教育の推進体制の充実を図るため、特別支援教育推進委員会を開催し、必要な調査研究や協議を行います。

○連続性のある多様な学びの場における特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの理念に基づき、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた特別な指導を行います。併せて、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習については、活動内容の周知や学級設置校間の情報共有により、理解の促進と活動の拡充を図ります。さらに、ホームページなどで特別支援教育や就学相談に関する情報発信を充実することにより、子どもたち、保護者、教職員、地域住民の理解促進を図ります。

特別支援学級については、都立特別支援学校や関係機関との連携やICT機器の活用などにより、指導支援体制づくりを進めます。また、令和7年に予定している第五中学校の知的特別支援学級の設置に向け、必要な協議や準備に着手します。

市立全小中学校に設置した特別支援教室においては、拠点校と子どもたちの在籍校が連携して、対象となる子どもたちの状態に応じた指導を行います。

○不登校の子どもたちへの支援の充実

家庭と子どもの支援員の配置拡充や全中学校区におけるスクールソーシャルワーカーの配置を通じて、各校の校内体制の強化を支援します。また、不登校の子どもたちの教育的ニーズに柔軟に対応するため、チャレンジルームとむさしのクレスコーレの相談機能の拡充や支援につながっていない子どもたちへのアウトリーチ活動や情報提供等の方策について検討し

ます。

学校とフリースクールとの連携を進めるとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解を促進します。

○切れ目のない相談支援体制づくり

発達、いじめ、虐待など、子どもや家庭に関する多様な課題に対応するため、学校、市派遣相談員、都スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携して、組織的な教育相談体制の充実を図ります。

また、学校、帰国・外国人教育相談室、関係支援機関が連携し、日本語を母語としない子どもたちと保護者への相談支援を進めます。

基本方針 3 による重点事業

- ・ 特別支援教育における連続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進（教育支援課）
- ・ 不登校児童生徒への支援と切れ目のない相談支援体制（教育支援課）

【基本方針 4】 健康で安全な生活の実現を目指した取組の推進

新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応が求められることが見込まれます。学校における感染症対策を行うとともに、子どもたちが感染症を正しく理解し、適切に対応できるよう指導します。また、子どもたちが、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を確実に身に付けさせるとともに、自らの生活や身近な環境を振り返り、健康や安全に関する課題を発見し、進んで解決しようとする力や態度を育成するよう、指導の充実を図ります。また、安全を確保するための体制や環境の整備に努めます。

○新型コロナウイルス感染症への対応

子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、学校における新型コロナウイルスの感染リスクを可能な限り低減しながら、学校運営を行います。各校においては、最新の感染状況に基づき子どもたちの健康把握や手洗いの徹底、教室内の換気などの感染症対策を進めます。

○安全教育・安全管理の充実

子どもたち自身が、危険を予測し回避する能力や他者を守る能力などを身に付けるために、防犯教育（セーフティ教室等）、交通安全教育（交通安全教室等）、防災教育（地域と連携した防災訓練等）の充実を図ります。また、「むさしの学校緊急メール」を活用し、緊急時の連絡体制を強化します。さらに、防犯カメラ等により通学路の安全性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る体制の充実を図ります。

○体力向上・健康づくりの取組の充実

子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るために、体力向上や家庭と連携・協力した生活習慣の向上などの健康づくりの取組を充実させます。運動能力の向上を図るため、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果などを活用し、子どもたちの運動意欲を高める体育の授業改善を推進します。さらに、外遊びや各学校の特色を生かした取組などを奨励し、日常的な運動習慣の形成に努めます。加えて、様々な大会への参加を促し、運動意欲の向上を図ります。

○食育の推進

子どもたちが、食について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう食育を推進します。また、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団と連携し、地域人材の協力も得ながら、学校給食を通じた食育を充実させます。学校給食桜堤調理場においては、地域食育ステーションを活用し、給食試食や調理体験など食育の取組を進めます。

【基本方針５】 学校経営の改善・充実

学校における働き方改革を推進するとともに、学習指導要領が示す「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校経営計画に基づく教職員の協働体制を確立します。子どもたちの姿や地域の現状等を一層踏まえた教育課程づくりを進めることにより、保護者・市民から信頼される質の高い教育を推進するよう支援します。また、学校が教育情報を家庭や地域に積極的に発信し、双方向の意見交流を深めるなど、学校・家庭・地域が各々主体性を発揮し、連携・協働するための仕組みづくりに取り組みます。

○主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現や指導と評価の一体化を目指し、校内研究や互いに授業を見合う機会の設定など学校におけるＯＪＴを積極的に推進します。

特に、学びに向かう力の涵養を目指し、各校の特色ある教育活動や校内研究の成果を基に作成した「授業改善推進プラン」を推進し、取組状況の視察や「全国学力・学習状況調査（質問紙調査）」や東京都「児童生徒の学力向上を図るための調査」の結果を基に検証します。

また、若手教員や臨時的任用教員の実践的指導力の向上を図るため、教育アドバイザー等による支援を一層充実します。さらに、都や市主催の研修や武蔵野市立小中学校教育研究会の研究の他に、教員が専門性を深めるため、東京都教育委員会認定団体や民間研究団体の研修会へ参加するための費用を補助し、主体的な研鑽を推奨します。

引き続き、教育推進室による教育情報の分析・提供の充実に努め、学校運営の担い手である教員の指導力や新たな課題への対応力の向上を図ります。

○学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進

学校の教育目標を地域・家庭と共有し、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書に基づき、運営に関するガイドラインを作成し、モデル校（２校）を中心に、学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動の促進を図ります。

○学校における働き方改革の推進

改定した「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」に基づき、出退勤システムによる働き方の見直しに向けた教員の意識改革を進めます。定時退勤日や長期休業中の学校閉庁日の実施と併せて武蔵野学校情報システム（MS I S（エムシス））を更新し、クラウドサービスの活用をはじめＩＣＴを活用した校務の軽減について引き続き取り組みます。

また、授業や生活指導の質の向上を図るために、計画的な拡充が完了した市講師の配置による教員の業務量の軽減や、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や地域コーディネーターによる地域人材の紹介・調整機能の拡充等に努めます。

さらに、大会等への引率も可能な部活動指導員を全中学校に各２名配置する拡充を行うとともに、持続可能な部活動のあり方を検討します。

基本方針５による重点事業

- ・主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上（指導課）
- ・学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進（指導課）
- ・学校における働き方改革の推進（指導課）

【基本方針６】 学校施設の確実な整備

子どもたちが安全で不安のない学校生活を過ごすことができるように、学校施設の整備、充実に努めます。

○児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備

武蔵野市学校施設整備基本計画に基づき、第一中学校及び第五中学校の改築については、令和４年度に行った実施設計に基づき校舎・体育館の建設工事を進めます。第五小学校及び井之頭小学校については、改築懇談会、アンケート、ワークショップ、説明会等を通じ幅広く多様な意見を聞きながら、基本設計を行います。

また、改築するまでの施設についても、自然災害リスク等に備えて計画的な予防保全を継続するとともに、点検・修繕を着実にを行うことにより、良好な施設環境を確保します。

さらに、関前南小学校の増築工事を行うなど、児童・生徒数の増加や小学校35人学級の導入等にも適切に対応します。

基本方針6による重点事業

- ・教室増・災害・老朽化への対応（教育企画課）
- ・学校改築の計画的な推進（教育企画課）

【基本方針7】 生涯学習・スポーツ事業の充実

年齢や障害の有無等にかかわらず市民一人ひとりが自主的に学び、学んだことを他者に伝える（学びおくり）機会を充実することにより、生涯学習を通じたまちづくりを推進します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、市民のスポーツ活動の推進や多様な文化活動の振興に取り組みます。

○学び始める機会の提供

高齢者、障害者、生活困窮者、外国人といった人々は学ぶにあたり配慮が必要な場合があるため、「ラーニング・フォー・オール」（学びを全ての人々に）を掲げ、共生社会の実現を念頭に、市の公式LINEを活用し、積極的な情報提供を推進します。

土曜学校やむさしのサイエンスフェスタ、武蔵野地域自由大学等で、多様な市民ニーズや社会の要請を考慮し、新しい時代のテーマを積極的に取り上げ、学びの機会を提供します。

○学びを広げ、他者につながる活動の支援

武蔵野地域五大学と連携し、学内での対面方式やWEB活用により、大学生と一緒に学ぶ寄付講座や大学正規科目のほか、市民ニーズを勘案して毎年、内容をアレンジする共同講演会、共同教養講座、自由大学講座等を引き続き実施します。

また、「生涯学習事業費補助金」及び「子ども・文化・スポーツ体験活動団体事業費補助金」について、事業実施後に交付団体による報告会等を引き続き実施し、団体相互が情報交換をして協力・連携できる場を提供します。

○「学びをおくる」生涯学習社会の推進

将来の地域の担い手を育成するため、土曜学校等の青少年向けの既存事業における受講生等について、学びの成果を地域に生かせるような仕組みを検討します。

土曜学校の「サイエンスクラブ」については、参加した子どもたちが学びの成果を「むさしのサイエンスフェスタ」で生かせるよう、理科の研究・実験等を楽しみながら体験できるプログラムを実施します。

社会教育委員の会議、（公財）武蔵野文化生涯学習事業団等と市で連携し、個人の学びを他者へ伝える仕組み作りを検討します。

○市民の芸術・文化活動の支援

市民のだれもが芸術文化を享受し、人間性豊かな市民文化が創造・発展するように、第二期生涯学習計画や武蔵野市文化振興基本方針に基づき、芸術表現や鑑賞の機会の提供、創作

活動の場の拡充に努めます。その一環として、武蔵野市民芸術文化協会等の芸術文化団体の活動支援を通して、市民の芸術文化活動を推進します。

また、（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を有機的に結び付けた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るための取組を支援します。

○誰もがスポーツを楽しめる機会の創出

障害のある人や、子育て世代の人、勤労世代の人であっても、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の充実と、一人ひとりの興味・体力・ライフスタイル等に応じた多様な施策の展開を図ります。

市民や、学校教育との連携により、子どもたちにスポーツの持つ魅力を伝え、スポーツを通じた体力・運動能力の向上と、障害者や障害者スポーツへの理解促進を目指します。

○スポーツを支える担い手づくりと活動支援

スポーツの意義や楽しさを伝えつつ、スポーツを通じた人間的成長や人格・人権・多様性に配慮できる指導者を養成するため、武蔵野市体育協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携し、講習会や学びの場を提供します。また地域でのスポーツに関する指導や大会運営など、様々な活動の場へのマッチングを行いスポーツボランティアとしての活動の定着を図ります。

武蔵野市体育協会による市立学校の部活動支援等を検討します。

○スポーツに親しむ環境づくり

市立体育施設の整備・改善を進め、利用者の利便性向上とさらなる利用促進、有効活用を図るため、総合体育館の大規模改修工事に向けた基本計画の策定を行います。また、市営プールについては、第二期スポーツ推進計画で示された方向性に即して、第六期長期計画・調整計画の策定の中で議論を深めます。

さらに、旧桜堤小学校跡地は、当面は近隣の小・中学校の校庭等として活用し、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案したうえでスポーツ広場等の整備について検討します。

○武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成

（公財）武蔵野文化生涯学習事業団の持つ資源を活用し、分野横断的なスポーツの楽しみ方を創出します。

東京2020オリンピック・パラリンピック国際大会等のレガシーを生かし、スポーツに親しむ機運の醸成や、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツを楽しむことができる機会を創出、充実します。また、スポーツが、健康づくりはもとより、仲間づくりにつながるよう、継続のための取組を推進します。

○安心して利用できる生涯学習・スポーツの場の提供

利用者の安全確保を最優先とし、可能な限り生涯学習・スポーツ活動が継続できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえながら、必要な対策を講じます。

基本方針7による重点事業

- ・「学びをおくる」生涯学習社会の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・誰もがスポーツを楽しめる機会の創出（生涯学習スポーツ課）
- ・体育施設の計画的な改修・修繕（生涯学習スポーツ課）

【基本方針8】 歴史文化の継承と創造

市民が武蔵野の歴史や文化に触れ、理解を深めるため、武蔵野ふるさと歴史館等における企画展等に加え、小学生から社会人まで切れ目ない博学連携事業やボランティア育成講座等の様々な事業を行うことにより、歴史文化の継承と創造を図ります。また、歴史公文書については、公文書専門員の専門的知識を生かした選別、移管、保存に取り組み、展示等を通して歴史公文書の利活用を行います。文化財については、市指定文化財の指定などにより、保護・普及に努めます。

○文化財の保護・普及

本市では、先人たちの築いてきた歴史や文化を大切に、地域の自然と歴史の中で培われてきた貴重な文化遺産を保護し、その普及に努めてきました。市天然記念物の保存を補助し、市指定文化財を指定するだけでなく、企画展やワークショップ等を通じて、その周知と利活用を図ります。

また、悉皆調査によって収集された民俗資料の調査・研究・価値づけを行います。

○歴史公文書の保存と公開

歴史公文書は、過去を未来へと繋ぐことができる市民の貴重な財産であり、その選別・収集・保存に留まらず、展示等によって利活用を図ります。中島飛行機関連の資料については引き続き展示を行い、収蔵資料管理システムを活用した利活用を図ります。

また、武蔵野市百年史編さんにあたり収集した資料は目録に基づいて選別・収納を行います。

○武蔵野ふるさと歴史館の充実

新型コロナウイルス感染症が完全に収束することが困難な状況の中、実物を見て時には触れて体験するという博物館の原点と、SNSを使った事業を組み合わせた新たな博物館像を構築します。

中島飛行機関連事業として、米国国立公文書館で収集した英文資料に基づき、専門的研究・分析等を行うとともに、新たな資料の収集に努めます。

また、博学連携事業については、市内小中学校にとどまらず、様々な機関との連携を図っていきます。高校生ボランティア制度、大学生のための学芸員実習、大学院生等のためのフ

ェローシップ（特別研修員）制度、主に成人教育となる歴史館大学等により、生涯を通じて歴史館で学ぶ仕組み作りを継続します。

事業内容のより詳細な情報発信、周知、拡散のためフェイスブック、ツイッター、インスタグラム等SNSの活用をさらに進めます。

併せて、専門的な知識を持ったボランティアや、他施設との連携を図ります。

基本方針8による重点事業

- ・ 歴史公文書の利活用の推進（生涯学習スポーツ課）
- ・ 文化財の指定、整備と周知、広報（生涯学習スポーツ課）

【基本方針9】 図書館の力を高め地域に活かす

読書ならではの楽しさや喜びを提供し、武蔵野市民が知りたいこと・考えたいこと・解決したいことを「知」の側面から支えていくために、図書館の力を高め、市民と地域の生き生きとした活動に貢献します。

○質の高いサービスを支える体制整備

「読む楽しさ」「知る楽しみ」の動機づけ、デジタルな表現手段の活用、地域が抱える課題を発掘しその解決支援に取り組むなど、従来の図書館業務の枠を越えた新たな専門性を持つ職員を武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき育成します。

令和2年度には、図書館が担う公的な役割の重要性を鑑み、中央図書館は引き続き市直営とする基本方針を示しました。これにより市立図書館の運営体制が定まったことを受け、3館の連携強化を図ります。また、図書館運営には市の直接的な関与とともに市民参加がより重要となることから、そのための推進を図ります。

○地域の情報拠点としての情報の蓄積

インターネット時代も変わらない図書資料の持つ価値を市民に提供するため、引き続き多様性や持続性を重視した資料収集を行います。

地域の情報拠点として図書館資料の充実を図るため、令和2年度に実施した蔵書構成の評価に基づき、計画的な除籍も進めながら、3館の個性に沿った資料収集の強化を図ります。また、オンラインデータベースなど、利用者の多様な学びや課題解決に資することが期待できるデジタル情報の活用を進めます。

○図書館の活用と情報収集の支援

インターネットが急激に普及していく中でも変わらない読書の感動や発見の喜びを伝えるため、世代にあわせた情報提供や事業を行います。

生涯学習や市民団体の活動が活発な本市の特徴を活かし、これらの活動を支援する様々な情報提供に取り組み、市民の学びなおしや市民活動の充実を支援します。

○市民の学びと課題解決の支援

知る楽しみをより多くの方に知っていただけるよう、体験型事業の実施などレファレンスサービスの普及に努めます。

また、図書館が有する資料、場、人材（図書館員）を活用して、地域の課題解決に携わっている行政の他部署や地域の団体などと協力・連携し、市民の課題解決を支援します。

○子どもたちの読書活動の充実

子どもたちが読書を通じて、豊かな心を培い、自ら学ぶ力を身に付けることで、生きる力を育みます。

乳幼児期には、読み聞かせ等により子どもとのコミュニケーションが深められる取組を充実します。その後も、読書を通じて好みの本の傾向が現れ、知的興味に応じ一層幅広く多様な読書ができるようになっていく子どもたちの成長過程に合わせて、手に取って読みたいくなるような蔵書の充実やＩＣＴを活用した情報活用能力の育成、居場所づくりに取り組みます。

基本方針９による重点事業

- ・市立図書館を支える人材の育成（図書館）
- ・子どもたちの読書活動の推進（図書館）

4 令和5年度各課重点事業の点検・評価

「武蔵野市教育委員会教育目標及び令和5年度武蔵野市教育委員会の基本方針について」（令和5年2月8日議決）や第三期学校教育計画、第二期生涯学習計画、第2期図書館計画等の個別計画を踏まえ、以下の主要な事業について、進捗状況を定期的に把握しながら実施した。

	新規	事業名	基本方針番号									担当課	頁
			1	2	3	4	5	6	7	8	9		
1		第四期学校教育計画の策定										教育企画課	17
2		学校改築の計画的な推進										教育企画課	18
3		人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止の推進										指導課	20
4		武蔵野市民科の実施										指導課	22
5		言語能力の育成										指導課	24
6		学習者用コンピュータを活用した学びの推進										指導課	26
7		主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上										指導課	28
8		学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進										指導課	30
9		学校における働き方改革の推進										指導課	31
10		特別支援教育における継続性のある多様な学びの場の整備と、交流及び共同学習の推進										教育支援課	33
11		不登校児童生徒への支援と切れ目のない相談支援体制										教育支援課	34
12		「学びをおくる」生涯学習社会の推進										生涯学習スポーツ課	36
13		誰もがスポーツを楽しめる機会の創出										生涯学習スポーツ課	37
14		体育施設の計画的な改修・修繕										生涯学習スポーツ課	39
15		歴史公文書の利活用の推進										生涯学習スポーツ課	40
16		文化財の指定、整備と周知、広報										生涯学習スポーツ課	42
17		市立図書館を支える人材の育成										図書館	44
18		子どもたちの読書活動の推進										図書館	45

※各項目の丸数字はそれぞれ対応しています。

新	事業 1	第四期学校教育計画の策定	—
			教育企画課
計	画	名	第三期学校教育計画
計 画 の 重 点 事 業			—
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要			現計画が令和6年度末で計画期間満了となることを受け、令和7年度から令和11年度までの5カ年の武蔵野市の学校教育の方向性を明らかにするため、令和5年度から令和6年度にかけて次期計画を策定する。
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況			第三期学校教育計画に基づき、各施策を推進した。
令 和 5 年 度 の 課 題			① 次期計画の策定にあたり、検討すべき課題に関するデータ収集や調査を行う必要がある。 ② 次期計画の策定に向けて、多様かつ専門的な意見を反映するため、学識経験者、学校・地域関係者、公募市民等で構成する審議会を設置する必要がある。 ③ 現計画の成果と課題を整理し、次期計画の基本的な方針と施策の体系について検討を行う必要がある。
設 定 目 標			① 国や都が毎年実施している調査を活用するとともに、さらに市独自調査として、子ども、保護者、教員を対象としたアンケートを実施する。 ② 本年度前半までに、計画の策定審議会を設置する。 ③ 審議会において、本年度中に現計画の成果と課題を整理するとともに、次期計画の中間まとめに向けて施策の体系について審議を行う。
実 績			① 子どもの学習・生活に関する調査を実施し、結果を報告書にまとめた。 ② 7月に審議会を設置した。 ③ 5回の審議会を開催し、理念や方向性に関する審議を行った。
評 価			① 国・都の調査を活用するとともに、市独自調査を実施して、子ども、保護者、教員の学習や生活の状況や意識を把握することができた。 ② 目標の時期までに、学識経験者、校長、PTA、地域団体、公募市民で構成する審議会を設置することができた。 ③ 審議会では、現計画の成果と課題をデータも含めて示し、学校教育の理念や方向性について多角的な視点から審議をすることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性			①②は令和5年度で完了した。 ③ 令和6年8月に中間まとめを公表し、パブリックコメント募集などの意見聴取を行い、12月までに審議会からの答申を受ける。答申を受けて、2月までに教育委員会で計画を確定させる。

	事業 2	学校改築の計画的な推進	基本方針No.6
			教育企画課
計 画 名		第三期学校教育計画、学校施設整備基本計画、第一中学校改築基本計画、第五中学校改築基本計画、第五小学校改築基本計画、井之頭小学校改築基本計画	
計 画 の 重 点 事 業		学校改築の計画的な推進	
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要		児童・生徒数の増加、小中学校新学習指導要領の全面実施による教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因に適切に対応し、良好な教育環境を確保するため、計画的な学校改築を実施する。	
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況		第一中学校及び第五中学校については、基本設計・実施設計、仮設校舎建築を行い、既存校舎解体を開始した。第五小学校及び井之頭小学校については、基本計画を策定した。	
令 和 5 年 度 の 課 題		【第一中学校及び第五中学校】 ① 夏までに既存校舎の解体工事を完了させる必要がある。 ② 建設工事の事業者と契約を締結する必要がある。 ③ 設計に基づき新校舎及び新体育館の建築工事を進める必要がある。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 基本計画に基づき基本設計を進める必要がある。 ② 学校プールについて、自校設置か外部化か方針を決定する必要がある。 ③ 改築工事期間中のスクールバス通学等通学手段について方針を決定する必要がある。 【第一グループ後半施設】 ① 第一グループ後半4校の改築事業について、精査をする必要がある。	
設 定 目 標		【第一中学校及び第五中学校】 ① 第一中学校については9月までに、第五中学校は7月末までに解体工事を完了させる。 ② 夏までに建設工事の事業者と契約を締結する。 ③ 設計に基づき新校舎及び新体育館の建築工事を進める。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 改築懇談会、児童・保護者、教員及び地域住民の意見を聞きながら、年度内に基本設計をまとめる。 ② 令和4年度に実施した児童・保護者・教員アンケートの結果及び改築懇談会の意見を踏まえ、学校の意見を聞きながら夏までに方針を決定する。 ③ 改築懇談会及び学校の意見を聞きながら年度内に方針を決定する。 【第一グループ後半施設】	

		① 第一グループ後半4校の改築事業着手に向け、昨今の社会情勢や改築期間中の教育の質等、様々な課題について精査する。
実	績	【第一中学校及び第五中学校】 ① 第一中学校、第五中学校とも、改築工事に支障ない形で既存建物の解体工事を完了させた。 ② 第五中学校は、予定通り6月に契約を締結したが、第一中学校は、入札不調により予定より3カ月遅れの9月に契約を締結した。 ③ 実施設計図書に基づき施工者、設計者と協議しながら工事を進めた。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 第五小学校、井之頭小学校ともに、改築懇談会、ワークショップ、アンケート等を実施し、令和6年3月に基本設計をまとめた。 ② プールは、自校設置することとした。 ③ スクールバスの運用に向けて、関係機関やバス事業者と協議し、具体的な検討を進めた。 【第一グループ後半施設】 ① 第一グループ後半4校の改築について、敷地の現状や仮設校舎を建設した場合の影響など建築面の課題を整理した。
評	価	【第一中学校及び第五中学校】 ①②③ 建設業の人手不足などの社会経済情勢の中、工程通りに工事が進捗するよう工程管理を徹底した。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 改築懇談会、ワークショップ、アンケート等を通じて、児童・保護者、教員及び地域住民の意見を聴取し、これら意見を基本設計に反映させた。 ② 懇談会の議論やアンケート等を踏まえ、方針を決定することができた。 ③ 関係機関やバス事業者との協議の中で、運行計画を立案するうえでの課題を抽出することができた。 【第一グループ後半施設】 ① 第一グループ後半4校の改築について、建築面の課題の整理を進めたが、今後は教育面や社会経済情勢の変化も含めて、課題を検討する必要がある。
今 後 の 取 組 の 方 向 性		【第一中学校及び第五中学校】 ①②③ 第五中学校は令和7年1月、第一中学校は令和7年10月の竣工に向けて、毎週の定例会議等を通じて、計画通りに工事が進められるように引き続き工程管理を徹底する。また、昨今の社会経済情勢を勘案して、受注者からの協議の申出等に適切に対応する。 【第五小学校及び井之頭小学校】 ① 物価高騰などの社会経済情勢を踏まえたうえで、適正な工期や工事金額を設定する必要がある。

	② 運用上の課題を踏まえたうえで実施設計を進めていく必要がある。 ③ 保護者説明会の実施に向けて運行計画をまとめていく。 【第一グループ後半施設】 ① これまでの改築事業や社会経済情勢の変化を踏まえつつ、将来の教育環境を見据えて、今後の学校改築のあり方について全市的な観点から課題を検討する。
--	--

	事業 3	人権教育や多様性を生かす教育といじめ防止 の推進	基本方針1
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	人権教育の推進、いじめの防止に向けた取組		
施策の趣旨・概要	多様な背景をもつ子どもたちが、互いに違いを認め尊重し合うことの大切さを学べるよう、子どもの権利を学ぶ機会づくりや、子どもの意見表明等を推進する。いじめの防止をはじめ、子どもが安心していられる学校・学級づくりを前提に、対話を通じた最適解・納得解の形成を目指す多様性を生かす教育を推進する。		
令和4年度までの 取 組 状 況	子どもの権利条例のパブリックコメント等を通して、子どもをはじめ、関係者が子どもの権利に関する理解啓発を図った。また、話し合いを通じた合意形成やいじめ防止に関する啓発資料を作成し、各校にて活用した。		
令和5年度の課題	① 人権教育の推進とともに、子どもの権利に関する理解を啓発する機会を計画的につくる必要がある。 ② 子ども一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるよう、活躍できる場の充実と取組の効果を振り返っていく必要がある。 ③ 学校、家庭、地域、関係機関との行動連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う必要がある。 ④ 各校で、これまでの取組を振り返り、多様性を生かす教育で重要となる納得解・最適解の形成を目指す取組を推進することが求められる。		
設 定 目 標	① 校長講話や道徳科など教育活動全体を通して、子どもの権利条例に示された「子どもにとって大切な子どもの権利」等を学ぶ機会を設定し、子ども・教職員・保護者・地域の理解を深める。 ① 特別活動や武蔵野市民科などで子どもが自分の意見を主張するなどの取組を推進し、子どもの意見表明や参加の実現を目指す。 ② 日々の学校生活や学校行事等で子ども一人一人が主体的に活躍できる機会を積極的に設け、自尊感情測定尺度(東京都版) ¹ を用いた振り返りを全校で行い、教育活動の改善を図る。		

¹ 自尊感情測定尺度(東京都版) 東京都教職員研修センターと慶應義塾大学が共同開発した、学校教育に求められる自尊感情の傾向を分析し、発達段階に応じて適切に把握できる自己評価シートによる調査、分析方法。

	② 第四小学校を教育課題研究開発校(自信を高め、意欲を育む)に指定し、自尊感情を育む活動や教員の働き掛け、手だて等について研究を深める。 ③ 「武蔵野市いじめ防止基本方針」ポスターを活用し、子ども自身がいじめの未然防止に努めようとする機運を醸成する。 ③ 定期的なアンケート調査やスクールカウンセラーの面談等を通していじめの早期発見・迅速な解決に努め、重大事態案件の発生を防ぐ。 ④ 学級会や児童会・生徒会活動、各教科等における話し合い活動の充実を図り、納得解・最適解の形成を目指す取組を推進する。
実 績	① 校長講話や道徳科における授業を通して子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、生活指導主任会等にて、子どもの権利条例について取り上げる、子どもの意見表明について取り組んでいる他地域の管理職を講師で招聘するなど、教員の理解啓発も併せて推進した。 ② 各校にて、自尊感情測定尺度(東京都版)を2回以上実施し、自校の教育活動が子どもの自尊感情を育む上でどのような効果や影響があるかを検証した。また、効果的な活用を促すために、啓発資料として「自信を高め意欲を育む教育の充実を目指して」年間で4号作成し、資料提供した。 ③ 6月、11月、2月をふれあい月間に指定し、いじめの実態把握に関する武蔵野市共有アンケートを全校で実施し、いじめの発見・早期対応を行った。また、9月をいじめ防止重点月間に設定し、「いじめは犯罪です！」と銘打った児童・生徒や保護者向けリーフレットを作成・全校配布した。 ④ 各校にて、特別活動等における子どもの参画や意見表明を推進し、1月には「子どものやりたい！を実現する学校づくり～子どもが意見を述べ、参画する学校を目指して～」をテーマに教育フォーラムを開催し、小中学校の実践発表、パネルディスカッションを行い、84名の参加者があった。
評 価	① 教員の理解啓発を図ることで、各校にて、学校便りや道徳授業地区公開講座にて、子どもの権利条例を取り上げるなど、家庭・地域とともに子どもの権利を考えるきっかけづくりを進めることができた。 ② 本尺度を活用することで、各校が自校の教育活動が子どもどのような影響を与えているかを振り返るきっかけにすることができた。また研究開発校の取組等を啓発資料にて紹介することで、自己主張・自己決定を教科等でいかに取り組むかななどを整理・周知することができた。 ③ 共通アンケートを活用することで、各校のいじめの早期発見・対応を推進することができた。また、リーフレットでは、いじめは犯罪につながる可

	能性があることについて啓発を行い、いじめ防止に向けた明確なメッセージを子どもと保護者に届けることができた。 ④ 体育的行事や文化的行事等にて、子どもの話し合いを中心にプログラムづくりを行うなど、各校にて子どもの参加を推進できた。また、教育フォーラムでは、中学生による発表や様々な立場からのパネルディスカッションを通して、子供の意見表明や参画について参加者アンケートで「理解が深まった・非常に深まった」を100%にすることができた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 今後も、子どもと、子どもに関わる全ての人が子どもの権利条例に示された「子どもにとって大切な権利」の理解を深める機会を計画的につくる。また、人の尊厳を著しく踏みにじる性犯罪・性暴力の根絶のために、生命(いのち)の安全教育を着実に実施する。 ② 令和5年度 of 取組成果を基に、子ども一人一人が自信をもち、自分自身を肯定的に受け止められるよう、各校にて子どもが活躍できる場の充実と取組の効果の振り返りを引き続き実施する。 ③ 各校にて、いじめ防止基本方針や対策委員会等の取組について常に振り返り、見直すとともに、家庭、地域、関係機関との連携を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見、迅速で確実な対応を行う。 ④ 教育フォーラムの発表内容を学校と共有し、今後も、多様な意見を生かし、合意形成を目指す取組を様々な場面で設定・推進する。

	事業 4	武蔵野市民科の実施	基本方針No.1
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	武蔵野市民科の実施		
施策の趣旨・概要	「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力(市民性)を育成するために、全小・中学校において探究的な武蔵野市民科のカリキュラムを教科等横断的に計画・実施する。		
令和4年度までの 取 組 状 況	研究開発校の取組やカリキュラム推進委員会における協議内容等を基に「武蔵野市民科教員向け手引」を改訂するとともに、武蔵野市学校ポータルサイトで各校の取組を集約・発信を行った。		
令和5年度の課題	① 教員がカリキュラム・マネジメントの中核としての武蔵野市民科について理解を深め、自校や地域の特色を生かした教材研究や、単元の指導計画の立案、授業の展開方法を開発していく必要がある。 ② 武蔵野市民科の趣旨や取組などについて、保護者・地域・関係機関等に理解・協力していただくために、積極的な情報発信が必要である。 ③ 令和3年度の本格実施から3年目を迎え、本事業の成果と課題について整理をする必要がある。		

設 定 目 標	① 改訂した「武蔵野市民科教員向け手引」を活用し、各校の特色を生かした探究的な学習過程や教科等横断的な取組等を推進する。 ① 大野田小学校を教育課題研究開発校(市民性の育成)に指定し、武蔵野市民科及び関連する取組について、子どもの主体的な学びや探究的な学び、教科等横断的な取組等の視点から研究を深める。 ② 各校の保護者会等で武蔵野市民科の目的や取組を説明するとともに、学校だよりや学校ホームページを通じた積極的な発信を進める。 ③ 全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙や各校へのヒアリング等を通して、本事業の効果検証を行い、カリキュラムの改善・充実を図る。
実 績	① 研究開発校の大野田小学校の武蔵野市民科に関する授業研究について年間を通して指導・助言を行い、生活科や総合的な学習の時間等において、単元を通した市民性の育成に関する取組が進められた。その他の学校でも、子どもたちの手によるタウン誌の作成や市長への提言など、地域の特色を生かした自立や社会参画に関する取組を進めた。 ② 武蔵野市民科に関する保護者向け説明資料を各校で配布し、学校ホームページや学校便り等で取組の様子を発信した。また、各校の武蔵野市民科に関する取組を学校ポータルサイトで集約し、これまでに実践 150 事例以上を集めた。 一方、武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査において、小学校6年生・中学校3年生保護者の武蔵野市民科の認知度は約 33%であった。 ③ 市民性の中で、自立について、令和 5 年度全国学力学習状況調査(質問紙調査)の「自分にはよいところがあると思いますか」に注目すると、小学校は肯定的な回答が 86.5%、中学校は 83.6%となり、全国や東京都の平均よりも高い結果となった。 社会参画に関する項目として、同調査の「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に注目すると、小学校は肯定的な回答が 81.1%となり、国や東京都より高い結果に、中学校は 62.7%となり、東京都の平均よりも高い結果となった。
評 価	① 研究開発校では、児童の考えや願いを基にした探究的な学習過程を視覚化した単元指導計画が作成されたほか、単元の導入や教師の声掛けの工夫なども提案された。これらの取組は武蔵野市民科カリキュラム推進委員会で共有され、他校の取組推進の参考となった。 ② 地域の方からは「武蔵野市民科の取組で地域が元気になった」等の評価をいただくようになってきており、継続的な取組の成果が学校外にも表れつつある。 ③ 「自分にはよいところがあると思いますか」については、令和 3 年度以降、年々上昇しており、各校の取組が児童・生徒の自己肯定感を高める結果につながっていると思われる。

	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に関しては、令和4年度から小・中学校ともに肯定的な回答が20%以上増加した。ただし、この傾向は国や東京都も同様であり、本事業の成果かがどうか、今後も動向を見つつ、取組の工夫を進めていく必要がある。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 武蔵野市民科の教育課程上の位置付けを検討し、子どもの意見や参加を生かした探究的な学習過程を実現する単元の指導計画づくりや、義務教育9年間のゴールを見据えた系統性を研究・推進する。 ② 武蔵野市民科の認知度を更に高め、保護者・地域の方々に一層の理解・協力を得られるように、引き続き、各校の取組を学校便りやホームページ等で発信することを促す必要がある。また、地域や関係機関との円滑な連携による地域の特色や子どもの思いを生かした取組を進める。

	事業 5	言語能力の育成	基本方針No.2
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	言語活動の充実、学校図書館の活用、英語教育の充実		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	すべての学びの基盤となる言語能力を確実に育むために、国語科をはじめとした全教育活動において、言語活動の充実を図る。特に、学校図書館の図書資料の充実や環境整備を行い、様々な種類の本に触れる読書活動を推進する。		
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況	学校図書館の機能強化のために、学校図書館サポーターの名称や勤務条件を見直した。また、小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導や教員研修等を実施し、外国語の授業担当者の指導力向上に努めた。		
令 和 5 年 度 の 課 題	① 言語能力育成の中核的な教科である国語科を要とし、各教科等において、表現することを中心に言語活動の充実を図る必要がある。 ② 子どもたちが様々な分野の本に触れ、読書に親しみ、進んで調べ学習を行えるよう、学校図書館の機能を強化していく必要がある。 ③ 改築中の第一中学校や第五中学校に設置するラーニングコモンズの活用方法について検討することが必要である。 ④ 小学校外国語の担当教員や講師の授業改善を進め、英語を使って自分の思いや考えを伝える力やコミュニケーションを図ろうとする態度等の育成を図る必要がある。		
設 定 目 標	① 教育課題研究開発校の第三小学校・関前南小学校で、言葉による見方・考え方を働かせた国語科における資質・能力の育成を目指す研究を行い、その成果を各校に還元する。		

	② 配置時間を拡充した学校司書や学校図書館担当教員を中心に、放課後の学校図書館開放や中央図書館との連携、読書の動機付け指導等、学校図書館の活用を推進する。 ③ 先進的な学校図書館運用を行っている自治体等の情報を収集し、ラーニングコモンズの効果的な運用及び既存の学校図書館の運用に関する工夫について検討を行う。 ④ 小学校英語教育推進アドバイザーによる巡回指導等を通して、外国語担当教員や講師の指導力の向上とともに、中学校英語科との円滑な接続、児童・生徒の英語力の向上を図る。 ④ Tokyo Global Gateway Green Springs の有効な活用方法の検討や、地域の方と連携した授業など、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
実 績	① 令和6年1・2月にそれぞれ研究発表会を行い、市内の小・中学校の教員100名以上が集まり、公開授業や研究協議を行った。この間、指導主事による授業視察等の支援を行ってきた。 ② 年間3回の学校図書館担当者・司書連絡会を開催し、学校司書による学習指導に関する支援や環境整備の状況等、各校の今年度の取組の成果と課題について情報交換を行った。 ③ 学校司書連絡会にて、学校図書館の先進的な取組を進めている杉並区の小学校の視察したほか、指導主事が広島県福山市の盈進中学校高等学校の読書科の授業(人との関わり方を考える本の紹介や、本を通した人との出会い、学習と関連のある読書の推進など)の視察などを行った。 ④ 小学校外国語等研修を年間3回実施し、のべ24名の参加があった。また、年間通して小学校英教育推進アドバイザーによる巡回指導を継続するとともに、英語通信(8号分)を市内教員向けに発出した。 6月に、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市のジュニア大使が第五中学校を訪問し、1・2年生と交流会を行い、昼食やスポーツ、折り鶴体験、質問会などの交流を通して親睦を深めた。
評 価	① 研究発表では、2年間の研究を通して知見として得た、言葉による見方・考え方を働かせた物語文指導や子ども主体の対話的な学びに関する手だてが公開され、参加教員の研鑽を深めることができた。 ② 各校の月の一人当たりの貸し出し冊数は徐々に増え、月ごとの貸し出し冊数が「0」の児童・生徒の数も減少してきている。また、学校司書と教員が連携した取組として、図鑑の使った調べ学習の指導、ビブリオバトルやアニマシオン、本のポップ作りなどが報告され、学校司書の配置時間拡充による取組の工夫が効果を上げてきている。 ③ 視察を通して、各種の教育活動と学校図書図書館の連携を考える上で参考となった。例として、視察先のラーニングコモンズの機能を有した学

	校図書館は、生徒の居場所や図書委員会の創意工夫を発揮する場になっており、今後の学校図書館運用の参考となった。 ④ 研修では、やり取り上手を育てる指導の工夫や、パフォーマンステストなどの理解を深めることができた。また、英語通信では、文字指導における配慮すべき要因と具体的な対応や指導法、学期末に活用できる教材等を紹介し、教員の研鑽を深めることができた。 ジュニア大使訪問は、折り鶴の作り方スライドを作るなど、生徒の自発的な工夫が随所に見られ、実施後のアンケートで、ほぼ100%の子が「よい経験になった」と答えるなど、充実したものになった。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 第三期学校教育計画で取り組んできた各校の言語活動の成果と課題を検証し、学習活動やコミュニケーションの基盤として言語活動のさらなる充実を図る。 ② 学校図書館と公立図書館の連携を一層進めるため、中央図書館とともに、学校司書の資質向上や既存の学校図書館の活用や、ラーニングコモンズの効果的な運用について検討する。 ③ 英語教育推進アドバイザーについては、令和5年度をもって事業を終了し、各校にてこれまでの活動内容や指導資料を活用していく。

	事業 6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	基本方針No.2
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	情報モラル教育の推進、情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進		
施策の趣旨・概要	一人1台の学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用し、学習活動の充実や、家庭と連携したデジタル・シティズンシップ教育を推進する。その成果と課題を基に、検討委員会において武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針を作成する。		
令和4年度までの 取 組 状 況	デジタル・シティズンシップ教育について、指導計画案を作成するとともに、ICT推進リーダー連絡会にて授業研究を実施し、各校の情報交換を行った。また、学習者用コンピュータ検討委員会にて、健康上の影響やデジタル教科書の効果と課題、学習者用コンピュータの扱い等を協議した。		
令和5年度の課題	① 学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用した実践事例や、家庭での活用に関する知見を蓄積し、教員間の共有や保護者へ発信する必要がある。 ② 考えを整理したデジタル・シティズンシップ教育の取組を推進し、具体的な実践事例を蓄積するとともに、教員間の共有や家庭や地域へ発信・連携を図る必要がある。		

	③ 武蔵野市の教育へのICT活用に関する試行事業の最終年度として、これまでの取組の成果と課題を整理し、学習者用コンピュータ活用の指針を定める必要がある。
設 定 目 標	① 各校のICT活用推進リーダーを中心に授業内外における積極的な活用を図るとともに、担当の指導主事による指導・助言を行う。また、学習者用コンピュータ活用検討委員会において、授業及び家庭での使用に関する課題の検討や効果的な実践の共有を行う。 ② 子どもが自律的・創造的に学習者用コンピュータを利活用できるよう、デジタル・シティズンシップ教育に関する実践を推進する。 ①② 学習者用コンピュータ活用検討委員会の検討内容やデジタル・シティズンシップ教育に関する実践事例、健康面への配慮などについて「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」等により、保護者・教職員に発信する。 ③ これまでの成果と課題等を学習者用コンピュータ活用検討委員会で整理し、学習者用コンピュータの教育活動上の位置付け、育成を目指す資質・能力、教員に求められる指導力、保護者との連携のあり方などを示した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成する。
実 績	①② ICT 活用推進リーダー連絡会を年間 6 回行い、各校の取組について情報交換をしつつ、各校で活用を推進した。その結果、学習者用コンピュータを活用した実践事例(116 本)やデジタル・シティズンシップ教育の実践事例(58 本)、総計 174 本の実践事例が全校から集まった。 ①② 各校の取組の状況等を紹介した保護者・地域向けの「武蔵野市学習者用コンピュータ通信」を、年間で11号発行した。 特に令和5年 12 月に本市の市立小学校にて、男子児童が学習者用コンピュータを使った盗撮事案が発生した際には、教育委員会としての方向性を示すため、武蔵野市学習者用コンピュータ通信臨時号(第 35 号)を作成し、学校緊急メールで保護者・地域に向けて発信した。 各校では、上記の事案に関する校長講話とともに、3 学期中に情報モラル等に係る指導を児童・生徒の発達段階に合わせて 1 回以上行った。 ③ 武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会を年間6回実施し、これまでの成果と課題、指針作成のためのアンケート調査(教員約240名、小学校3年生以上の子ども約4,100名、保護者約1,900名の回答あり)、さらに上記事案を受けて追加すべき内容等を協議し、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成した。
評 価	①② 各校から集まった実践事例は、様々なアプリケーションを使って、情報の共有や整理、表現など幅広い活用がされていた。 また、令和5年度全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙にて「5年生(中学1、2年生)までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」について、「ほぼ毎日」「週3回以上」を合わ

	せた回答が小学校は 84.2%、中学校は 71.1%となり、各校における適切かつ効果的な活用が推進されてきたことが分かる。 ①② 12月に発生した案件を受け、人権教育の推進を根本に、各校の情報モラルをはじめとしたデジタル・シティズンシップ教育を着実に推進する必要がある。また、今後の武蔵野市学習者用コンピュータ通信にて、完成した活用指針の内容等を紹介し、今後の市教育委員会として学習者用コンピュータをどう扱っていくかを保護者にも周知していく必要がある。 ③ 活用指針の作成に留まらず、設定目標の①②と関連させ、各校にて情報活用能力育成に関する年間指導計画の作成・見直しを図ることができた。今後、取組状況を確認し、指導・助言をする必要がある。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 令和5年度に作成した武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針に基づき、学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用と、デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成について、学校・保護者・地域等の役割を明確にしながら、相互に連携して計画的に進める。 ② 教員のICT活用能力を一層高め、学習者用コンピュータのさらなる活用や校務改善を図るために、校内外の研修を充実させる。 ③ 次期学習者用コンピュータの調達について、機能性や運用方法について整理すると共に、学習者用コンピュータ活用指針に基づき、子どもが自分の機材として責任を持つことや保護者への負担を考慮した方法を検討する。

	事業 7	主体的・対話的で深い学びを実現するための授業力の向上	基本方針No.5
			指導課
計 画 名		第三期学校教育計画	
計 画 の 重 点 事 業		主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施	
施策の趣旨・概要		児童・生徒の生きる力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。また、若手教員をはじめとした各教員の授業力を向上や主体的な研鑽を推奨する。	
令和4年度までの取組状況		教育アドバイザー ² による若手教員や臨時的任用教員 ³ への訪問支援を行うとともに、令和3年度教育課題研究開発校の取組を基に、深い学びを実現するためのポイントについてリーフレットを作成し、各校に展開した。	

² 教育アドバイザー 校長経験のある市の専門嘱託員。若手教員等の授業力向上及び学校経営への適時・適切な支援を行う。

³ 臨時的任用教員 期限を限って任用される教員。教員の妊娠出産休暇及び育児休業の取得により欠員が生じた際に代替として勤務する「産休育休代替教員」や、新規採用のうち正規採用ではなく1年間の期限付きの採用教員のことを指す。

令和5年度の課題	① 生きる力の3つの柱の1つである学びに向かう力、人間性等は、即座に数値的な成果や課題が見えるものではなく、涵養することが求められる。そのため、計画的な取組を推進する必要がある。 ② 若手教員をはじめとして各教員が、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について不断の努力に努める必要がある。 ③ 各教員が自ら学ぶ意欲を喚起し、主体的に研修に参加できる機会を用意する必要がある。
設 定 目 標	① 子どもたちの興味・関心を生かした課題設定の工夫や課題解決型の学習過程の充実など各校の特色ある教育活動を基に作成した「授業改善推進プラン」を推進し、「全国学力学習状況調査(質問紙調査)」などの結果等で効果検証を行う。 ② 校内研究・研修を推進するとともに、若手教員や臨時的任用教員等に対する教育アドバイザーによる授業支援を行うとともに、指導課訪問等を通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について指導・助言を行う。 ③ 第三中学校を教育課題研究開発校(授業改善)に指定し、ICTの活用及び指導と評価の一体化による学びに向かう力の育成について研究を深める。 ④ 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会、オンライン研修に参加する際に発生する参加費の補助を実施し、主体的な研鑽を推奨する。
実 績	① 各校で、令和5年度全国学力学習状況調査や児童・生徒の学力向上を図るための調査(東京都)の結果を基に、学びに向かう力の涵養を目指した授業改善推進プランを作成した。また、作成だけに留まらないよう、令和6年度教育課程届出相談にて、1年間の取組結果や分析、次年度に向けた取組の方向性について確認した。 ② 年間を通して、教育アドバイザーによる若手教員や臨時的任用教員等に対する授業研究等をのべ130回以上実施した。指導主事も若手教員研修等で各校を訪問し、教育アドバイザーと定期的な情報交換を行った。 また、第三中学校の校内研究に継続的に参加し、指導・助言を行った。 ③ 夏季休業中の研修や秋・冬の研究発表会等の参加を促し、1月末までに11校から30件の申請があった。
評 価	① 「児童に学習計画を立てさせることで、見通しをもって学習に臨む姿が見られた」「やりとりを普段から取り入れることで、対話力が向上した」「今後、教科横断的な取組の推進を一層図りたい」など、継続的に取り組んだ成果と課題が各校から報告され、授業改善の一助とすることができた。

	② 継続的な指導・助言により、若手教員等の授業力や生活指導等の指導力が向上していることが、教育アドバイザーの報告から分かった。教育課題研究開発校では、教科の枠組みを超えた意見交換が活発になってきた。学習者目線に立った授業改善の風土が生まれつつある。 ③ 令和4度は1月末の段階で10件の申請だったため、大幅な申請増となり、教員の主体的な研修を促すことができた。
今後の取組の方向性	① 全国学力学習状況調査の結果等を踏まえ、各校で学びに向かう力の育成を中心に授業改善推進プランを作成・推進し、次年度の教育課程編成の際に効果検証・改善を図る。 ② 若手教員や臨時的任用教員等に対する教育アドバイザーによる授業支援等を行う。また、教育課題研究開発校(令和5・6年度＝第三中)の授業改善に関する教科の枠組みを超えた取組について、各校に還元する。 ③ 教員が都認定団体や民間団体が主催する研究発表会等に参加する際に発生する参加費の補助を実施し、主体的な研鑽を推奨する。

	事業 8	学校・家庭・地域が連携・協働するための取組の推進	基本方針No.5 指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築		
施策の趣旨・概要	「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標を地域・家庭と共有し、学校・家庭・地域の三者が各々主体性を発揮しながら、連携・協働するための仕組みづくりに取り組む。		
令和4年度までの取組状況	学校・家庭・地域の協働体制検討委員会にて、今後の学校・家庭・地域の協働のあり方について検討し、報告書を完成させた。また、地域コーディネーター ⁴ を複数配置できるよう、予算の確保等に取り組んだ。		
令和5年度の課題	① 「学校・家庭・地域の協働体制検討委員会」の報告書を基に、機能強化した開かれた学校づくり協議会の取組の推進と検証が必要である。 ② 地域と協働した教育活動を充実させ、展開する必要がある。		
設 定 目 標	① 学校・家庭・地域の協働に係るモデル事業として、境南小学校と第一中学校を指定し、機能強化した開かれた学校づくり協議会の運営や地域学校協働活動を推進する。 ① モデル事業の取組やその成果等を「学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会運営ガイドライン」に反映させる。 ② 複数配置を可能とした地域コーディネーターによる地域学校協働活動を推進し、地域コーディネーター連絡会を中心に情報共有を行う。		

⁴ 地域コーディネーター 学校支援人材の発掘・交渉・調整を行う地域の方。各校1名（校長の推薦により市教育委員会が委嘱）。

実 績	① モデル校の境南小学校と第一中学校では、協議会を各 8 回行ったほか、先進的に取り組んでいる杉並区の小学校の拡大版コミュニティスクール会議に指導課職員とともに視察を行った。 また、モデル校事業の取組等を基に、「学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会運営ガイドライン」を改訂した。 ② 地域コーディネーター連絡会を年間 3 回開催し、各校の取組や地域コーディネーターの複数配置による効果や課題についての情報交換や、モデル校の進捗報告等を行った。
評 価	① モデル校では、児童・生徒アンケートの結果から学校でできることと地域でできることを具体的に協議する、教員の仕事のうち部活動の見守りや各検定事務のサポートについて地域で担えるか検討・検証するなど、学校の教育活動の充実に向けた熟議が交わされるようになり、協議会の内容が充実してきた。 ② 地域コーディネーターの情報交換では、職場体験学習の事業探しやセカンドスクールの生活指導員の募集等の取組について共有できた。 地域コーディネーターの複数配置による効果として、それぞれが得意とする分野を生かした支援人材の確保ができること、課題として次代に向けた引き継ぎ等があることが分かった。引き続き支援をしていく必要がある。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 学校運営協議会機能を有する開かれた学校づくり協議会を令和7年度から全校で実施するために、モデル校(境南小、第一中)の取組推進と効果検証を踏まえて各校の準備を進める。 ② 教員と地域コーディネーターの連携、地域コーディネーター同士の連携を密にできるよう、武蔵野市民科カリキュラム推進委員会と合同で行う会を設けるなど、地域と連携した教育活動の推進を工夫する。

	事業 9	学校における働き方改革の推進	基本方針No.5
			指導課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	武蔵野市立小・中学校における働き方改革の推進、持続可能な部活動の実施に向けた取組		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	教員の長時間労働は全国的に大きな課題となっている。質の高い教育を実現していくためには、教員の多忙化を解消し、教員一人一人の心身の健康保持と、子どもたちと向き合う時間を確保することが重要である。		
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況	先生いきいきプロジェクト2.0に基づき、市講師 ⁵ 等の配置や学校に依頼している調査物等の実態把握と見直しを進めた。また、今後の部活動について検討委員会による協議や生徒や保護者の意向把握の調査を行った。		

⁵ 市講師 教員の負担を軽減するとともに、より質の高い教育を行うことを目的に市が独自に任用する者（更新済みの教員免許所有者）。単独又は主担当として教科指導を行う。

令和5年度の課題	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」に基づき、当面の目標の達成に向けて教職員の意識を高めるとともに、様々な手だてによる業務軽減を進める必要がある。 ② 部活動指導員の拡充や合同部活動や地域連携のあり方など、持続可能な部活動のあり方について、検討委員会にて協議を進める必要がある。
設 定 目 標	① 計画的な拡充が完了した市講師配置やクラウドサービスの活用をはじめとした「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト2.0～」を推進し、当面の目標の達成を目指す。 ② 部活動あり方検討委員会にて、部活動指導員の更なる拡充や質的な向上を図る研修等のあり方、合同部活動の設置等について検討する。
実 績	① セカンドスクール事務説明会や外転入者対象研修をオンラインで実施するなどの新たな取組を行った。 また、個人情報保護審議会の了承を得た上で、教員が業務で使用するパソコンを職員室や教室以外で使用を可能とする運用を4月から開始した。 令和5年1学期に小学校学級担任の持ち授業時数について確認したところ、低学年 20.4、中学年 20.7、高学年 19.4 となり、市講師配置による学級担任の持ち授業時数の削減の目標を達成した。 各種の取組の結果、令和5年度の週当たりの在校時間が60時間を超える教員数の割合は小学校が7.5%、中学校が10.0%となった。 ② 令和6年度予算について、部活動指導員を中学校で各校4名に増員、小学校全校で4名を新規配置、部活動コーディネーターを新規配置できるよう確保し、部活動の地域連携を推進する体制を整えた。 また、部活動あり方検討委員会を年間3回実施し、合同部活動の在り方や部活動指導員に係る懸念事項等について協議した。
評 価	① 週当たりの在校時間が60時間を超える教員数の割合は、令和元年度は小学校17.7%、中学校17.3%、令和4年度は各12.6%、13.1%であり、長期的に見ると教員の長時間勤務は着実に解消されつつある。当面の目標(週当たり在校時間60時間を超える教員をゼロにする)の達成に向け、管理職と実態を共有し、校務のデジタル化、各種申請方法の効率化等を一層進める必要がある。 ② 検討委員会では、合同部活動を行う上での管理体制や安全面の確保、部活動指導員の資質向上等について議論を重ねることができた。 令和6年度から配置する部活動コーディネーターが、学校や教員への負担をかけることなく、地域の情報収集や部活動指導員への研修等を円滑に行えるよう、関係機関との連携を進める必要がある。

今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画～先生いきいきプロジェクト 2.0～」に基づき、当面の目標達成から、上限時間の原則厳守を見据え、校務の効率化や業務軽減、そのための意識改革を進める。 ② 計画的に拡充している部活動指導員の確保と研修の充実や合同部活動の実施方法など、持続可能な部活動のあり方について、検討委員会にて協議を進める。
----------------------	--

	事業 10	特別支援教育における連続性のある多様な学び の場の整備と、交流及び共同学習の推進	基本方針No.3 教育支援課
計 画 名	第三期学校教育計画		
計 画 の 重 点 事 業	特別支援学級(通級)の体制整備、交流及び共同学習の推進		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、連続性のある多様な学びの場を用意し、個々の教育的ニーズに応じた自立活動の内容を踏まえた個別な指導を行う必要がある。併せて、交流及び共同学習を進める。		
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況	交流共同学習支援員 ⁶ の意見交換会を開催し、各学校の活動について情報共有を行うとともに、特別支援学級運営委員会で報告し、学校による取り組みなどを共有し、今後の活動の参考にした。 就学相談ではオンラインによる就学相談の受付を開始するとともに、就学相談や小学校知的特別支援学級等の紹介動画をホームページに公開した。		
令 和 5 年 度 の 課 題	① 医療的ケアが必要な児童生徒に対応するため、関係機関との連携により、支援体制を構築する必要がある。 ② 中学校の知的特別支援学級の新設に向けた準備に着手するとともに自閉症・情緒障害特別支援学級のあり方について多角的に研究する。 ③ 特別支援教育に関する情報発信をする必要がある。特に特別支援教室について周知する必要がある。		
設 定 目 標	① 「武蔵野市立小中学校における医療的ケア児ガイドライン(仮称)」を作成する。 ② 第五中学校 知的特別支援学級設置準備会による協議を行い準備を進めるとともに、自閉症・情緒障害特別支援学級については、設置している他区市の状況の調査や本市における課題抽出等を行う。 ③ 特別支援教室の説明動画や案内を作成し、保護者への説明等に活用する。		
実 績	① 「武蔵野市立小中学校における医療的ケア児ガイドライン(仮称)」の作成に着手した。「医療的ケア児支援庁内連絡会」の内容を踏まえて最終調整を行った。		

⁶ 交流共同学習支援員 特別支援学級の児童が、交流共同学習で通常の学級に入るときの指導補助や特別支援学級と通常学級の連絡調整を行う者。

	② 令和7年度の第五中学校知的特別支援学級開設に伴い学区変更の影響を受ける児童生徒とその保護者に対して意向調査を実施した。自閉症・情緒障害学級を設置する自治体の情報収集やヒアリング準備を行った。 ③ 特別支援教室の動画完成に向けて、教室内の動画撮影や保護者の声を収集した。
評価	① 「武蔵野市立小中学校における医療的ケア児ガイドライン(仮称)」については「医療的ケア児支援庁内連絡会」などと連携を行い作成を進めた。 ② 学区変更の影響を受ける保護者に具体的な情報提供を行うことができた。自閉症・情緒障害学級については視察の質問内容やスケジュールを検討することができた。 ③ 特別支援教室の指導について、今までは様子を保護者が知ることを難しかったが教室内の動画を撮影することができた。特別支援教室の理解を促進する準備を行うことができた。
今後の取組の方向性	① 「武蔵野市立小中学校における医療的ケア児ガイドライン(仮称)」を完成させ、学校や保護者に情報提供を行う必要がある。 ② 令和7年度の第五中学校知的特別支援学級開設に向けて準備を行う必要がある。すでに設置してある他市の自閉症・情緒障害学級の視察を行う。 ③ 特別支援教室の紹介動画を完成させる。

	事業 11	不登校児童生徒への支援の充実と切れ目のない 相談支援体制づくり	基本方針No.3 教育支援課
計画名	第三期学校教育計画		
計画の重点事業	スクールソーシャルワーカー ⁷ と家庭と子どもの支援員 ⁸ の配置拡充、不登校児童・生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保、切れ目のない相談支援体制づくり		
施策の趣旨・概要	不登校児童生徒への支援のため、人的支援の強化や児童・生徒の状態に応じた多様な学びの場づくりを進める。 不登校児童生徒が増加しているほか、発達障害、虐待、貧困等子どもや家庭に関する課題は多様化、複雑化していることから、関係機関との連携による切れ目のない相談支援体制づくりを進める。		

⁷ スクールソーシャルワーカー 児童生徒の置かれている環境に働きかけて状態を改善するため、学校、家庭、関係機関などと連携して支援を行う社会福祉士等の専門職。

⁸ 家庭と子どもの支援員 不登校傾向の児童生徒への登校支援、別室支援、学校活動への参加支援を担う。

令和4年度までの 取組状況	令和2年度から各中学校区に1名ずつ配置しているスクールソーシャルワーカーへの小中学校からの派遣依頼は、173名であった。 「家庭と子どもの支援員」の配置時間などを拡充した「家庭と子どもの支援員(常駐型)」を市内3校に配置し、教員と連携して、別室での見守りや相談等を行った。 むさしのクレスコーレ⁹の職員体制を3.0人から3.5人に拡充した。 不登校の児童生徒を持つ保護者を対象に「不登校を考える保護者の集い」を開催した。
令和5年度の課題	① 学校において不登校児童・生徒一人ひとりの状態に応じた支援につなげる必要がある。 ② チャレンジルームやむさしのクレスコーレにつながっていない不登校児童生徒の現状把握を行うとともに、支援に関する情報発信の強化を図る必要がある。 ③ 切れ目のない相談支援体制づくりについては、現在、検討が進められている武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備の中で、具体的な検討を進める必要がある。
設定目標	① 家庭と子どもの支援員(常駐型)の拡充により、不登校傾向の児童・生徒の学校内での支援を拡充させる。 ② スクールソーシャルワーカーの個別支援内容から、本市の不登校児童生徒の現状分析を行う。併せて、チャレンジルームやクレスコーレの相談機能の強化を図るとともに、教職員や保護者の不登校に関する理解を促進する。 ③ 武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備庁内検討委員会において、新施設における子ども子育て総合相談のあり方と組織体制について検討する。
実績	① 家庭と子どもの支援員(常駐型)については3校から8校へ配置し拡充を図った。 ② スクールソーシャルワーカーの活動について、教職員の理解と連携を推進するために職員会議等で説明を行った。チャレンジルームの見学会を実施した。保護者の不登校に関する理解を促進するために合計3回の「学校に行きづらい子どもの気持ちを考える保護者の集い」を開催した。 ③ 武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備については、庁内検討委員会とワーキングチームに参加し、施設や相談の機能について協議した。
評価	① 家庭と子どもの支援員(常駐型)を8校に配置することにより、多くの児童生徒への支援を行うことができた。

⁹ むさしのクレスコーレ 市教育委員会がNPO法人「文化学習協同ネットワーク」に事業を委託して行う、居場所機能や相談機能を重視した新たなタイプの学びの場。

	② スクールソーシャルワーカーの支援件数は令和4年の173件から令和5年は198件と増加しより多くの児童生徒の支援を行っている。保護者へは3回の集いを開催し保護者の理解促進を図ることができた。 ③ 新たな武蔵野市立保健センターの中に入る機能等を検討し具体的なイメージを持つことができた。
今後の取組の方向性	① 各学校で活動状況が異なっているために今後は各学校の意向等を踏まえ支援の方法について検討する必要がある。また、常駐型を未配置の学校について拡充を目指す。 ② 支援件数が増えてきているスクールソーシャルワーカーについては、相談内容や傾向等を把握し、予防的な方策を検討する必要がある。 ③ 武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備については、庁内関係各課と引き続き協議する。

	事業 12	「学びをおくる」生涯学習社会の推進	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計画名		第二期生涯学習計画	
計画の重点事業		「学びをえらぶ・はじめる」の支援、「学びをひろげる・つなげる」の支援、「学びをおくる」の支援、「学びの土台」の整備	
施策の趣旨・概要		第二期生涯学習計画で掲げた「学びをおくる」の支援の具体的施策の検討を行う。 土曜学校開始から20年を経過した令和3年度に、今後の土曜学校の在り方について庁内検討を行い、更に令和4年度に有識者を交えた検討会を行った成果を、具体的施策に展開する。	
令和4年度の取組状況		市公式LINEのチャットボット機能で、「大人」「子ども・青少年対象」「親子・子育て中の方」から主な講座・イベントの情報検索をできるようにし、主な事業等の検索が可能となった。 「土曜学校の在り方有識者検討会議」を令和4年9月27日に開催した。 学校教育の学びが変わってきている現在、武蔵野市の現状を踏まえた生涯学習の学びの在り方、講座のラインナップ・バランス、中学生へのアプローチ等について有識者の方の意見をふまえ、新たな取組に着手した。	
令和5年度の課題		① 「学びおくり」について、具体的施策を検討する必要がある。 ② 在り方検討で課題となった、これまで土曜学校でカバーしていなかった「国語の創作領域」の事業を検討・実施する必要がある。	
設定目標		① 社会教育委員の会議、武蔵野文化生涯学習事業団等と連携し、具体的施策を検討する。 ② 令和6年度本格実施に向け、令和5年度に試行事業を実施し、合わせて令和6年度の実施内容を検討する。	

実 績	① 社会教育委員の会議で「学びおくり」の事例研究を行い、各委員の意見を集約・整理し、「学びおくり」の実践に必要な要素などの提言を、社会教育委員の会議の協議報告書に掲載した。 ② 試行事業として単発講座を開催し、受講者や講師等の意見もふまえ、令和6年度の本格実施に向けて検討を行った。
評 価	① 第二期生涯学習計画において規定する「学びおくり」について、実践に必要な要素を具体化することができた。 ② 令和6年度の本格実施に向けて必要な検討を進めることができた。
今後の取組の方向性	① 引き続き社会教育委員の意見を伺いながら、令和6年度に実施する生涯学習計画に関する市民アンケート調査結果等もふまえ、「学びおくり」の施策の推進について、検討を進めていく。 ② 小学4年～中学生を対象とする3回の連続講座として、図書館の子ども文芸賞の応募時期に合わせて開催する。

	事業 13	誰もがスポーツを楽しめる機会の創出	基本方針No.7
			生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期スポーツ推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	多様な主体が楽しむスポーツの推進、障害者がスポーツに親しめる機会の創出、多様なスポーツの楽しみ方の創出、新たなスポーツとの出会いの創出、スポーツ支援団体等との連携の推進		
施策の趣旨・概要	市民の誰もがスポーツを楽しむためには、一人ひとりの年代やライフスタイル等を踏まえ、その特性に応じた取組みを提供する。		
令和4年度までの取組状況	令和3年度に策定した第二期武蔵野市スポーツ推進計画に基づき、市民の誰もがスポーツを楽しむことができる取組みを進めた。		
令和5年度の課題	① 一人ひとりの年代やライフスタイルに応じた取組が必要である。 ② 障害者は様々な制約によってスポーツに取り組むことが困難な傾向にあるため、安心して身体を動かし、継続的にスポーツやレクリエーションを実施できる場が必要である。 ③ 東京 2020 オリパラ等に向けて実施してきた様々なスポーツイベントの経験をレガシーとして活かしていくことが必要である。 ④ 従来にはなかった新たなスポーツとの出会い、またそのスポーツに触れて、取り組む機会の創出が必要である。 ⑤ スポーツ環境をさらに充実させるため、市内にある民間企業やスポーツ関連団体との連携を強化する必要がある。		
設 定 目 標	① 子育て世代・働き盛り世代・親子などターゲットを明確にした事業を実施する。 ② 障害者が身体を動かす楽しさを身近な場所で体感できるよう、障害者が通いながれた施設等へのアウトリーチについて試行的に実施しながら施		

	設利用をしていない障害者への情報提供について検討し、様々な障害者へ適切な支援をする。 ③ Sports for Allなどの事業によりトップアスリートとの交流の機会や、チーム・仲間と参加できるイベントを提供する。 ④ アーバンスポーツ¹⁰やデジタルを活用したスポーツなど、従来にはなかった新たなスポーツの普及・啓発を検討する。 ⑤ 武蔵野市体育協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等との連携を図り、地域のスポーツ大会やイベントの機会を充実させる。また、民間企業等との連携強化の手法について検討する。
実 績	① 大人向けをはじめ、親子、小学生、幼児等、様々な対象に向けたスポーツ教室を実施し、多くの方が参加した。 ② 「障がい者のためのスポーツ広場」について、月2回程度の総合体育館での開催に加え、より身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、コミュニティセンターでの出張開催も実施した。 ③ Sports for Allでは、ラグビー、カヌー、水球を実施し、トップアスリートとの交流を通してスポーツを楽しむ機会を提供した。また、地域のトップアスリートによる学校授業を支援する取り組みも実施した。 ④ スケートボード、親子インラインスケート、ジュニアパルクール等の各種スポーツ教室を実施した。また、スポーツイベント等において、モルック等の新しいスポーツの普及も行った。 ⑤ 毎年4月に実施している武蔵野市スポーツ推進委員協議会主催のファミリースポーツフェアでは、定員制限がない通常開催となり、1,600人以上の参加者となった。
評 価	① 各種スポーツ教室やスポーツイベントには様々な世代や立場、年齢や性別、障がいの有無に関わらない多くの参加者がおり、一人ひとりの年代やライフスタイルに応じた取り組みができています。 ② 障がい者向けスポーツ教室や総合体育館でのスポーツ広場の開催だけでなく、地域へのアウトリーチ事業としてのコミュニティセンターでのスポーツ広場の実施など、障がい者が安心して身体を動かし、継続的にスポーツやレクリエーションを実施できる場を提供している。 ③ トップアスリートとの交流の機会の提供等を通して、武蔵野市の特性を生かしたスポーツ文化の醸成を図っており、国際スポーツ大会のレガシーを有効に活用した取り組みを行っている。 ④ 新たなスポーツとの出会いを通して、これまでにない体験や経験によるスポーツを楽しむ機会の創出を図ることができた。

¹⁰ **アーバンスポーツ** 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由により、都市住民が参加しやすい都市型スポーツのことで、スケートボード・スポーツクライミング・パルクール・インラインスケートなどを指す。

	⑤ 武蔵野市体育協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会との連携以外にも、市内民間企業が実施するスポーツイベントへの広報協力や、スポーツボランティア団体や市内大学と連携してイベントを運営するなど、スポーツを「ささえる」面からもスポーツを通じた仲間づくり等につながる環境整備を図るなど、スポーツ環境をさらに充実させるため、市内にある民間企業やスポーツ関連団体との連携の強化を進めた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	①②④ 子育て世代や働き盛り世代など、ターゲットを明確にしたスポーツ教室の実施や、障がい者を対象としたアウトリーチ事業の継続、アーバンスポーツ等の新たなスポーツとの出会いの創出などを通し、スポーツを通じた魅力と活力のあふれるまちを目指す。 ③ トップアスリートによる Sports for All などのスポーツイベントや学校訪問や授業支援など、武蔵野市の特性を生かした取組みを継続する。 ⑤ 地域スポーツ大会やイベントを開催し、スポーツを楽しむ機会や場の提供の充実が図れるよう武蔵野市スポーツ協会や武蔵野市スポーツ推進委員協議会等と連携を図っている。さらに、スポーツに関わる民間企業等との連携強化により、行政だけでなく、様々な資源を活用した取組みを行うことにより武蔵野市全体のスポーツ環境をより充実させていく。

	事業 14	体育施設の計画的な改修・修繕	基本方針No.7 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期スポーツ推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	スポーツ施設の整備		
施策の趣旨・概要	市民スポーツの拠点である総合体育館は長寿命化を目的とし、全市的な市民施設及び、地域に根付いた健康維持・増進のための施設として利用できるよう令和8年度からの改修工事に向けて検討を進める。 第二期武蔵野市スポーツ推進計画において示された、市営プールの今後の在り方の方向性について、第六期長期計画・調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討する。		
令和4年度までの取組状況	総合体育館大規模改修工事に向けた工事内容の精査及び調整を行い、基本計画策定に向けた準備を行った。また、市営プールの整備に関する市民アンケート調査等を実施し、第六期長期計画・調整計画策定委員会へ資料として提出した。		
令和5年度の課題	① 令和8年度からの総合体育館大規模改修工事に向け、令和5年度は基本計画を策定する。 ② プールの今後の在り方について、令和4年度に実施した市営プールの整備に関する市民アンケート調査等の結果および、第六期長期計画・調整計画策定における議論の結果を踏まえ、整備方針を決定する必要がある。		

設 定 目 標	① 総合体育館大規模改修工事基本計画を策定する。策定にあたりパブコメを実施する。 ② 専門家を入れた整備検討委員会(仮)の設置について検討と準備を行う。市営プール施設全体の劣化状況の確認と保全内容の精査を進める。
実 績	① 武蔵野総合体育館大規模改修保全整備基本計画を策定した。意見聴取(パブリックコメント)では、51 名から計 122 件の意見をいただいた。 ② 武蔵野市第六期長期計画・調整計画における策定委員会での議論等を受け、専門家による有識者会議の開催について検討を行った。
評 価	① 総合体育館の保全改修工事における基本方針を示すとともに、基本設計・実施設計における設計と条件を整理した。 ② 誰もが利用しやすいプールの充実に向けた検討を進めた。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 令和5年度に策定した武蔵野総合体育館大規模改修保全整備基本計画に基づき、基本・実施設計を行う。 ② 第二期武蔵野市スポーツ推進計画で示された方向性や武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会での議論等を踏まえ、専門家による有識者会議にて意見の聴取を行い、整備方針を決定する。

	事業 15	歴史公文書の利活用の推進	基本方針No.8
			生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針		
計 画 の 重 点 事 業	—		
施策の趣旨・概要	歴史公文書等資料の適切な管理及び活用を行う。とりわけ歴史公文書に関しては、旧永年保存文書の選別を進めていくとともに、公開し次世代に伝えていくため、公文書館機能を強化していく。広く歴史公文書等を収集・保存・整理し、適切な公開・活用を行う。 ふるさと歴史館の充実をはかり、複合機能を有する施設としての特徴を生かして切れ目のない生涯学習支援を行うとともに、シビックプライドを醸成する。		
令和4年度までの取組状況	全ての展示で図録を作成し、市民への資料の提供という意味でも公文書館機能が活かされた。国立公文書館と基礎自治体の連携は国内2例目で、また初等教育プログラムとの連携は他に例が無く、先駆的な取組となった。各コミュニティセンターの展示では、地域との連携により、より身近な場所で武蔵野の歴史を知る機会を提供することができた。 インターネット公開に向けた環境の整備を図ると共に、目録作成に従事したボランティアにとって、歴史公文書に対する愛着と興味を深める生涯学習プログラムの一環ともなった。		

令和5年度の課題	① 公文書館機能を強化し、歴史公文書の存在を周知するとともに、歴史公文書の利活用をすすめる必要がある。様々な属性を持つ市民が、それぞれ有する幅広い興味関心に応えらえるよう資料を提供し、多様な歴史的背景をひも解く機会を提供する必要がある。 ② ふるさと歴史館は令和6年度の開館10周年に合わせた常設展示リニューアルの準備を行い、コロナ禍による社会の変化等整合を取り、諸課題の解決をはかる必要がある。
設定目標	① 法・条例が謳う歴史公文書の「利用の促進」の一つとして展示機能を強化する。歴史公文書の管理や利活用においても市民と協働できる分野を見だし、作業を通じた主体的な学びをサポートする。 ② ふるさと歴史館が複合施設である利点を十分に生かし、隣接分野の資料を複合的に組み合わせて市域の歴史・文化について様々なテーマで学びを深められる素材を準備し、リニューアル後の常設展示にて提供する準備を行う。
実績	① 公文書館機能として百年史収集資料の整理などを行い、地域資産の活用と協働を図るため、全史料協関東部会事務局業務を通して他機関・近隣自治体との連携を推進した。 ② 常設展示等リニューアルの打合せを行い、改修設計委託事業者を交えて、施行内容を検討し、機能整理等を行った。
評価	① 第三期管理運営基本方針の策定時に想定し得なかった業務(例:全史料協関東部会事務局業務)、や複数年度で処理を計画した業務(例:百年史収集資料整理)を実施することができた。歴史公文書の更なる利活用を図るため、細目録の作成など「情報の整理」を進める必要がある。歴史館大学を中心とした生涯学習分野での成果があがり、今後の展望も一定程度開けている。 ② 開館当時のグラフィック及び映像関係の著作権を整理することができた。令和6年度は常設展示リニューアルに向けて、展示構成、主な展示資料、関連事業を固め、実施する。
今後の取組の方向性	①② 様々な媒体を通じて広報に取り組んできたが、公文書館機能及び歴史公文書の存在が、広く市民に浸透していない。時期を限定した企画展のみの展示では「いつでも・自由に」学習機会を得られるようにするという生涯学習の本旨を十分に達成し得ないため、令和6年度の展示リニューアルでは公文書の展示を常設で行い、「いつでも・自由に」の実現を図る。また、歴史館大学を代表とする生涯学習講座による主体的な学びは、その成果が外部に見えにくいため、令和6年度は特集展示による成果発表を行い、その成果の社会的認知につなげる。

	事業 16	文化財の指定、整備と周知、広報	基本方針No.8 生涯学習スポーツ課
計 画 名	第二期生涯学習計画、武蔵野ふるさと歴史館第3期管理運営基本方針		
計画の重点事業	—		
施策の趣旨・概要	文化財指定等による文化財保護普及事業を行い、これまでに収集してきた市域の貴重な文化財を引き続き保管するとともに、調査研究に基づく利活用により周知を図る。とりわけ民俗資料については、適切に分類したうえで、整理・収蔵・保存・活用していくとともに収蔵資料の価値づけを行う。 教育普及・博学連携等の諸事業については、市内小中学校にとどまらず、近隣・類縁機関と連携を図っていくとともに、紙・web等様々な媒体を通じた有効な広報を行い、調査研究成果を発信するとともに利活用を促進し歴史文化の継承と創造を行う。		
令和4年度までの取組状況	平野家文書は、令和元年の再発見からの市指定文化財の指定を約3年の短期間で行い、旧赤星鉄馬邸は、令和4年度中に国登録有形文化財(建造物)に登録され目標を達成できた。平野家文書は指定に伴う特集展示、関連講演会により、改めて市民への周知が図られ、旧赤星鉄馬邸は、資産活用課にて有識者会議を設置し、利活用について検討が図られた。 歴史公文書・文化財システムのクラウド化によるインターネット公開により、市民が公文書・文化財の情報にアクセスしやすい環境を整備した。また、出張講座等による学校教育との連携事業により、地域の歴史などに対する関心を高める機会となった。		
令和5年度の課題	① 令和4年度施行の登録文化財制度を本格的に天然記念物を中心に関係部署と連携しながら運用する必要がある。 ② 資料を良好な状態で次代に継承するため、文書資料を適切な保存環境で保管し、デジタル化を進めるとともに文書資料を活用した講座の開催や調査研究の成果を発表する必要がある。 ③ 歴史館、歴史館分館、市内小学校で保管する民俗資料を適切に管理するために、現状把握に努め、台帳整備を行うとともに所蔵民俗資料の積極的活用にも努める必要がある。 ④ コロナの制限緩和により市民の外出が増加することが予想される中、歴史館への来館を促すよう、一層の認知拡大が求められる。また、引き続きオンラインでアクセス可能なコンテンツの充実が求められている。		
設定目標	① 登録文化財の内、天然記念物(樹木)を緑のまち推進課と協議し、登録へ向けた事前調査及び、登録手続きを進める。また、文化財の登録を記念した特集展示を開催し、登録文化財の周知、活用を図る。 ② 文書資料のデータ整備と中性紙封筒への入れ替えなどを進め、状態の悪い資料の修復を行う。また、文書資料のデジタル化を進める。古文書解読講座の開催や「歴史館だより」などで調査研究の成果を発表する。		

	③ 民俗資料のリストと現物資料の照合を行い、台帳の整備を行う。講座での利用や、常設・企画、特集展示で活用する。 ④ 展示やイベントなどについて従来の市報やチラシ等の紙媒体、フェイスブック・エックス(旧 Twitter)、インスタグラム等SNSでの告知を密にし、また収蔵資料や市内文化財についてオンラインでの詳細な紹介など、コンテンツの一層の充実を図る。
実績	① 「吉野家の大ケヤキ」、「伊藤家の大ツバキ」の2件を登録天然記念物として登録し、特集展示で紹介した。登録プレートには、当該文化財の情報を掲載しているオンラインデータベースの URL を二次元コードとして掲載し、普及を行った。 ② 片井木家文書の整理作業と目録作成を並行して行っている。また、井口家文書など各文書群の目録データの不備な点の修正に着手した。 ③ 分館収蔵庫、本館2階収蔵庫保管等の資料について、台帳と現物の照合確認が完了した。第三小学校の収蔵室は、展示等にも活用できるよう環境の整備を図った。 ④ 展示やイベントなどについて、市報やチラシ等の紙媒体、フェイスブック・エックス(旧 Twitter)、インスタグラム等 SNS での発信し、また「収蔵資料紹介」「くずし字解読チャレンジ!」などのシリーズ投稿を開始した。
評価	① 天然記念物を2件登録文化財にすることができた。次年度以降は緑のまち推進課の武蔵野市自然環境等実態調査の結果をふまえ、次の登録文化財候補について検討を進める必要がある。 ② 片井木家文書の整理作業は、史料の内容に沿って分類作業を行ながら簿冊や綴といった形態の史料については件名を取るなど、順調に進捗している。 ③ 第三小学校の収蔵室を活用していくために必要な、学校との協力体制の構築、物理的な環境の整備が図れた。 ④ 制作・発行物の他、主要 SNS には全てアカウントを作成し、情報発信している。「所蔵資料紹介」「くずし字解読チャレンジ!」などのシリーズ投稿を開始し、コンテンツの充実が図れた。
今後の取組の方向性	① 令和6年度に緑のまち推進課が予定している自然環境等実態調査実施に、樹木の来歴等を調査項目として加え、登録文化財への候補樹の選定に活用できるよう協議し、樹木の登録基準について検討をする。 ② 文書資料を適切な保存環境で保管し、デジタル化を進める。従来の調査研究の成果をリニューアルに反映させるとともに、引き続き文書資料を活用した講座の開催や調査研究の成果を発表する。 ③ 企画展、特集展、資料貸出(2校)、出張展示(3・5月)による資料の活用に加えて、第三小学校の収蔵室活用も推進していく。

	④ 歴史館への来館を促すよう、一層の認知拡大が求められる。またオンラインでアクセス可能なデータベースの有効活用を図る。
--	---

	事業 17	市立図書館を支える人材の育成	基本方針No.9
			図書館
計 画 名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	専門人材の育成・強化、すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施、子どもの読書活動にかかわる人材の育成・支援体制強化		
施 策 の 趣 旨 ・ 概 要	これからの図書館を支える図書館員には、図書館を含む市政全体の様々な視点を持ちながら、計画の策定と進行管理、人事・予算・施設のマネジメントを行う市職員としての知識と実務経験、そして図書館サービスに必要な図書館員としての知識と実務経験の両方が求められる。 今後、図書館を長く支えてきた職員が退職を迎え、その代わりに初めて図書館に配置される人材が増えることが予想される中、市の人材育成基本方針を基盤としながら、図書館人材の育成を計画的に実施する。		
令 和 4 年 度 ま で の 取 組 状 況	令和3年3月に策定した武蔵野市立図書館人材育成計画に基づき、(公財)武蔵野文化生涯学習事業団から中央図書館への派遣職員受け入れを行ったほか、図書館を支える中核人材育成のために、司書養成プログラム受講や図書館を軸とした中長期的な人事配置について、関係課と調整を行った。		
令 和 5 年 度 の 課 題	① 職層や図書館での実務経験の有無に応じて、新たに図書館に配置される人材も含め、図書館サービスの基本的・専門的な知識とスキルを体系的かつ効率的・効果的に身に付けられる環境を整える必要がある。		
設 定 目 標	① 図書館を支える中核人材育成のために、文科省が実施する司書養成プログラムに職員を派遣参加させる。 ② 児童図書館専門研修、図書館等職員著作権実務研修、レファレンス講師養成研修など図書館に関する専門知識・技能を修得するための専門研修への参加を計画的に進める。		
実 績	① 司書養成プログラムへの職員派遣について課内で人選し、令和5年7月中旬から9月中旬までの日程で職員1名が講習を受講した。受講は予定どおりの日程で完了し、結果として司書資格を取得した。 ② 文部科学省が主催する図書館司書専門講座、新任図書館長研修、図書館地区別研修会のほか、都立図書館が主催する「子供の読書に関する講座」等に担当職員が参加した。その他、市町村立図書館長協議会が主催し毎年度開催されている多摩地域公立図書館大会等の各種研修、研究会にも分館含めた複数職員が積極的に参加し、他市での実践事例の確認や最新事例に触れる機会を多く得ることができた。また、館内整理日(毎月第一水曜日)等を実施している内部研修について、レファレンス研修などの専門的知識に関するものを題材として、計画的に実施した。		

評 価	① 図書館基本計画に規定する「図書館の力を高める」取組として、司書資格の取得を果たすことができた。派遣期間は図書館繁忙期と重なる時期ではあったものの、他の職員のカバーにより図書館サービスレベルを落とすことなく、図書館運営を行うことができた。 ② 国や東京都などが主催する専門的な知見に触れることのできる研修機会を捉え、積極的に研修に参加することに努めた結果、多様な研修への参加、知見の獲得につながったと考える。内部研修については研修計画に基づき、地域の歴史など本市ならではの視点も踏まえた職員の専門性向上を図ることができた。これらの成果は日常のカウンター業務等で日々活かされている。また、研修には正職員だけではなく会計年度任用職員も参加し、組織的なレベルアップを図ることができたほか、武蔵野ふるさと歴史館など関係機関との連携により実施できたものもあった。
今後の取組の方向性	① 長期計画・調整計画にも人材育成として司書講習の受講について言及しており、次年度以降も引き続き司書養成プログラムへの職員派遣を継続し、専門性の向上に努める。 ② 今後も計画的に研修を実施するなど、人材育成を図っていく。様々な事例に直接触れることは有用である旨度々ご意見をいただいております、所管としても重要視している。新たな知見、情報や手法を獲得し市民に還元していくため、積極的に様々な研修等への参加を行っていく。

	事業 18	子どもたちの読書活動の推進	基本方針No.9
			図書館
計 画 名	第2期図書館基本計画、第2次子ども読書活動推進計画		
計 画 の 重 点 事 業	すべての人への適切な読書環境の提供と読書支援の実施、すべての子どもの発達段階に応じた読書支援の実施、市立図書館と学校、関係機関の連携による推進		
施策の趣旨・概要	令和3年3月に策定された第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に、家庭、地域、学校、関係機関が連携して、本市における子どもの読書環境を整備し、充実を図る。		
令和4年度までの取組状況	第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画に基づき、活動に関わる各主体が相互に情報共有し、連携するため、関係機関による連携会議を設置し定期的に開催するとともに、子ども読書活動推進計画に基づく事業を推進した。		
令和5年度の課題	① 武蔵野プレイスや吉祥寺図書館を中心に行ってきた青少年向けの企画について、学校との連携も深めながら中央図書館でも取組を強化することで、市立図書館全体として情報活用能力の育成や居場所づくりの取組を推進する必要がある。		

設 定 目 標	① 図書館を身近な居場所と感じてもらえるように、バックヤードツアーや司書体験ができるワークショップなど実体験と図書との出会いを連動させた企画を実施する。 ② 中高生世代を対象に、情報を適切に読み解き、活用できる力を育めるような、インターネットでの情報収集・活用、情報リテラシー講座を実施する。
実 績	① 司書体験について中央図書館、武蔵野プレイスで実施し、中高生がのべ38名参加した。なお、吉祥寺図書館で実施した同種事業等にも小学生等17名が参加した。 ② 10月に吉祥寺図書館で『ティーンズ向け情報活用講座「その投稿、シェアする？ SNS の情報発信をゲームで学ぼう！」』を実施し、3名の参加があった。また同種の取り組みとして、3月に中央図書館で「メディアリテラシーについて考えよう！」と題し、YA世代を対象とした展示を実施し、啓発を行った。
評 価	① 実施期間が長い武蔵野プレイス以外の中央図書館、吉祥寺図書館での実施については定員に近い数の参加があり、好評であった。これらの体験から、参加者がより図書館に身近な感情を持つとともに、より多くの本に接する機会となったと考える。 ② SNS世代の情報収集・活用に関する発信としての吉祥寺図書館『ティーンズ向け情報活用講座』は、参加者数は少なかったものの時宜を捉えた重要なテーマであり、情報活用の重要性を喚起する取組を図書館が実施したことに、大きな意義があると考えている。また、同種の取組である中央図書館展示「メディアリテラシーについて考えよう！」についても、約2週間という短い期間ではあったが、期間中はトピックス架の前で本を手に取り眺めている利用者の姿がよく見かけられ、幅広い分野の資料について手に取られていたことを踏まえ、多様な視点での選書の必要性について認識した。
今 後 の 取 組 の 方 向 性	① 司書体験についてニーズや効果が見込める事業であることから分館にて引き続き実施するとともに、対象者により興味を持ってもらうため、実施メニューについては幅広く、興味を引く内容を考慮し検討していく。 ② 情報収集、活用のための図書館資料検索講座、情報活用講座等について、夏季の来館者が多い時期でのイベント等の実施が効果的であると見込んでおり、今後、中央図書館での実施について検討を進める。

5 点検・評価に関する有識者からの意見

文教大学人間科学部准教授 青山鉄兵

【教育企画課担当事業】

次期学校教育計画の策定については、独自の調査の実施や審議会の設置等、計画の策定に向けたプロセスが着実に実行されていると言える。現行計画の成果と課題の検討の上に、検討作業が進められていることも評価できる点と言える。

また、児童・生徒が増加状況にある中で、学校施設の整備及び改築が計画的かつ着実に進められていると考えられる。今後は物価の高騰など、社会経済的な状況も変動が続いていくことが予測される中で、着実な学校施設の整備を進めていくことが重要であろう。児童生徒数についても、引き続き中長期的な人口動態の予測に基づき、長いスパンでの整備計画を意識しながら学校施設の整備等を推進していくことが求められる。

【指導課担当事業】

全体として、近年のさまざまな教育課題や政策の動向にも対応しつつ、市独自の教育実践が高い質を伴って展開できている点が評価できる。

事業3においては、さまざまな観点から子どもの権利条例の理念の実現のための取組が行われていることはとても重要である。今後は、普及・啓発を進めつつ、実際の学校運営に子どもの声を反映していくための取組をより一層推進していくことが求められる。

事業4については、市民性に関する子どもの調査結果が、全国や東京都の平均よりも高い水準になっていること、自己肯定感に関する指標が年々上昇傾向にあることなど、客観的なデータによる数値の改善が見られていることが評価できる。今後も、継続的なデータ収集を行い、客観的な数値に基づいた施策の実施が求められる。

事業6については、令和5年12月に発生した案件についても適切に対処されており、デジタル化に伴うさまざまなリスクにも対応しながら教育DXが着実に推進されている点が評価できる。今後の方向性として、次期コンピュータの調達について触れられているが、教育のデジタル化の推進を持続可能なものとしていくためにも、継続的かつ安定的な機器の調達は極めて重要になると考えられる。

事業8については、地域コーディネーターの複数配置が実現したことは評価できる。今後は、実施をして新たに明らかとなった成果や課題を踏まえて、学校・家庭・地域の連携・協働の推進に向けた仕組みの改善を継続に行なっていくことが求められる。

事業9においては、着実に長時間労働の削減に向けた取組が進んでいる点は評価できる一方で、まだ改善の余地が見られることから、今後も引き続き、この課題に取り組んでいくことが重要であると言える。

【教育支援課担当事業】

特別支援教育および不登校児童生徒への支援の双方において、前年度に引き続き、支援体制の整備が進められていることは高く評価できる点である。特に、不登校児童生徒への支援

については、家庭と子どもの支援員やスクールソーシャルワーカーなどの人的整備を今後より一層進めて、多様なニーズに合わせた手厚い支援を実現していくことが重要になると考えられる。

【生涯学習スポーツ課担当事業】

生涯学習分野においては、社会教育委員の会議をはじめとする住民参加の仕組みを活用し、地域や住民と共に市の生涯学習のあり方を検討していくことが重要であり、社会教育委員などの仕組みが形骸化することなく積極的に活動していることはとても重要である。こうした取組は高く評価できるものであり、今後もより一層の充実が望まれる事項と言える。また、こうした分野を振興していくための人的基盤として、社会教育主事（社会教育士）資格の有資格者を増やしていくことなども重要になると考えられる。

誰もが楽しめるスポーツの振興や、その基盤となる体育施設の改修・修繕についても充実した事業展開や、施設整備の着実な実施が行われている。歴史公文書の利活用や文化財の整備等についても、オンラインやデジタル技術を活用した取組が多く見られ、先駆的で高い水準の事業が実施されていると考えられる。

【図書館担当事業】

市立図書館における人材の育成や子どもたちの読書活動の充実についても、設定された事業の目標に向けて着実な取組が見られる。

読書活動の推進に関連して、バックヤードツアーや司書体験といった取組や、中高生世代の情報リテラシーを涵養するための取組など、いずれも質が高く先駆的な取組である考えられる。フェイクニュースやAIの活用、SNSの利用状況といった若者世代の近年の動向も踏まえながら、今後もより一層取組を充実させていくことが求められる。

令和5年度の武蔵野市教育委員会の各課重点事業の点検・評価においては昨今の教育界における様々な課題に対して適切に取り組んでいることを確認できた。さらに武蔵野市独自の先進的取組を積極的に取り入れていることを感じた。各担当課は想定される状況や課題をあらかじめ検討し、最善の方法を模索されていることが質疑から確認できた。今後もこれまで同様先進的に事業展開されることを期待する。

1. 事業1～2教育企画課

（事業1）第四期学校教育計画の策定においては、次期計画の策定にあたり、検討すべきデータとして市独自の調査を実施し、収集され、的確に分析されている。その中でも交流活動、生活指導、教員の多忙化など具体的に検討すべき課題も浮かび上がり、実のある次期計画が策定できることが期待される。

（事業2）第一中学校、第五中学校、第五小学校、井之頭小学校の改築では、計画的に順調に進められている。第五小学校、井之頭小学校においてプールは自校設置ということで、昨今、プールの在り方について様々な議論がある中、教育設備として整えたことは評価できる。また、それぞれの学校建築は、学びの多様化を見据えた構造であるとともに地域との連携や災害時の利用等を考慮した次世代モデルといえる。

2. 事業3～9指導課

（事業3）武蔵野市人権教育推進委員会による実践事例から武蔵野市のすべての小中学校において子どもの権利条例の着実な実施に向けた取組がなされていることがわかる。それらの実践においては子どもの権利条例の関連条文を明記し、意識を高める取組がなされている。また、児童・生徒のみならず保護者、地域への啓発も含まれていることは意義がある。

（事業4）武蔵野市民科は武蔵野市の教育の特色となる取組である。本格実施から4年目ということであるが、様々な取組内容がある総合的な学習の時間の一つのモデルとなる。特別活動的要素も含まれているが理論としては総合的な学習の時間として一つの柱とすることが重要である。今後とも教材開発、研究開発、カリキュラム検討等今後も推進し武蔵野市の教育の特色としてほしい。

（事業5）武蔵野市の各学校における不読率に関してほとんどの学校が国や都よりも良い結果であることは日ごろの教育の成果であると推察される。その中でも学校間の差が表れているのでその要因を分析し、情報共有することでより改善されるだろう。

（事業6）学習者用コンピューター一人1台を目指す時代から、一人1台が当たり前の時代になった。今はその活用方法やコンテンツが問われる段階に進んでいる。その意味ではデジタル・シティズンシップはこれからも重要な概念となる。

（事業7）「主体的・対話的で深い学び」は今回の学習指導要領のキーワードであるが、これからの学びの形として重要である。授業力向上も含め、研修が行われているということで、さらに武蔵野市独自の метод論を作り上げることで武蔵野市の教育という特色を打ち出すこと

ができると考えられる。

（事業8）学校・家庭・地域の連携・協働を推進するために協働通信を9号から17号まで発行できたことは継続した武蔵野市独自の取組であり、今後も継続してほしい。

（事業9）「先生いきいきプロジェクト2.0」を実践し、教員の業務に関して全体的な削減が進んでいる。一方で教員の魅力の発信も重要である。教員志望が減少している理由は多忙と魅力不足の2つがあるからである。さらなる検討と対応が必要である。

3. 事業10～11教育支援課

（事業10）「特別支援教育」に関しては、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、個別指導、共同学習、交流、動画による情報発信などが実践されており、今後も様々な方法を活用した取組の推進が重要である。

（事業11）「不登校児童生徒への支援の充実」では、スクールソーシャルワーカーの案内、チャレンジルームの案内、むさしのクレスコーレのリーフレット送付など広報が積極的に行われている。

4. 事業12～16生涯学習スポーツ課

（事業12）「学びをえらぶ・はじめる・ひろげる・つなげる」の支援は、「大人のための学習ガイド」「小中学生のまるごとナビ」など大変充実した内容であり、高く評価できる。武蔵野市の大きな特色として位置づけることが望まれる。

（事業13）第二期スポーツ推進計画に関して、市民のスポーツ推進に対して基本方針を設定したことは高く評価できる。今後、現在各学校で行われている部活動改革との関係も検討されるとよい。

（事業14）武蔵野市総合体育館大規模改修に関しては、市民の健康増進、スポーツ推進の観点からは積極的検討が望まれる。

（事業15・16）歴史公文書利活用、文化財の指定に関して市民に対して広報や企画等適切に行われている。

5. 事業17～18図書館

（事業17・18）第2期図書館基本計画ならびに第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画は着実に進められていることがわかった。これから電子媒体の普及により従来の紙の本や図書館がどのような在り方になるのか丁寧に見ていく必要がある。

1 総評

令和5年4月1日に施行された「武蔵野市子どもの権利条例」を基盤に武蔵野市の教育が一層進展が図られていることが感じられる。特に第6条「市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくり」の推進に各課各事業が個別バラバラに展開しているのではなく、この条例をしっかりと基盤としてつながっていることが理解できた。

2 各課について

(教育企画課)

事業1 第四期教育計画

きめ細かい「子どもの学習・生活に関する調査報告書」を作成していることはたいへん良い。今後の計画作成においては、ぜひ子どもたちの意見を具体的な施策に反映させていただきたい。子どもの権利条例を踏まえて、子どもたちが、この教育計画に参画できるよう、パブコメなどでも児童生徒代表の意見を聴取するなど試みていただきたい。

事業2 学校改築

第五小学校、井之頭小学校も第一中学校、第五中学校同様に「ラーニングコモンズ」を配置し、「アクティブラーニング」が実践できることや、「ゆるやかにつながる」というこれからの武蔵野の教育の主張ともいえるコンセプトをもって改築を進めていることはたいへん評価できる。学習指導要領への対応、自然災害等へのリスク対応といった「対応」だけでなく、9年間の学びが見通せる「ゆるやかな小中の『空間』のつながり」とは何か、武蔵野市の教育の理念を改築に込めていただきたい。

(指導課)

事業3 人権教育や多様性を生かす教育

指導課がこのことに重点を置き、施策を展開していることは大変評価できる。武蔵野市子ども権利条例は、これからの教育に求められる「OECD ラーニングフレームワーク2030」で提唱されている「エージェンシー 自ら考え、主体的に行動して、責任をもって社会変革を実現していく力」を身に付けることにつながっている。武蔵野の子どもたちが「自分たちの意見をもって、責任をもって行動し、よりよい学校、よりよい武蔵野をつくる」ことに大いに期待したい。第一には、関前南小学校6年生の取組のように、児童生徒を主体にした学校のルール・校則の見直しをぜひ行っていただきたい。この取組を実践している学校は子どもたち自身が学校を見直し、よりよい学校生活を考え、行動する自信や成長とともに学校への誇りをもてることにつながっている。一月に行われた教育フォーラムは「子どものやりたい！を実現する学校づくり 子どもが意見を述べ、参画する学校を目指して」という素晴らしいテーマで開催されている。単なるイベントで終わらせないためにも、例えば、全校

で「学校運営協議会（開かれた学校づくり協議会）に児童生徒代表を委員とし、教職員・地域・保護者・児童生徒の四者連携の学校マネジメントを行っていくことを提案したい。

実績②について、児童生徒一人一人が自信をもち、自己肯定感を高めるために自己肯定感の向上を重要な視点にし、東京都教職員研修センターの開発した自尊感情測定尺度を継続して活用していることは大いに評価できる。この自尊感情の尺度については、「学年」「学校」というマスで「上がった、下がった」を見るのではなく、ぜひ一人ひとりの子どもたちの理解を図るために活用していただきたい。例えば、自尊感情測定シートの項目19「私は誰の役にも立っていないと思う」22「私は人と同じくらい価値のある人間である」を注視していただきたい。私が以前調査した他市の中学校3校2年生470名の中で、項目19で10%、項目22で8.2%の生徒が否定的な回答をしている（人権教育研究第22巻P109 日本人権教育研究学会）。「自分は誰の役にも立っていない、自分は他の人と同じ価値はない人間だ」と感じている子どもが存在していないか精査していただき、このような思いの子どもたちへ生きる希望をもたせる取組をぜひお願いしたい。

事業4 市民科

本格実施から三年目、実績③でみるように成果を得ている。今後は、小学校5年生から中学校3年生までの五年間の学びをひとつのまとまり（例えば「武蔵野で生きる」をテーマにプロジェクト化する）として、6つの中学校校区の特色を出せる工夫を行っていただきたい。市民科を柱にして、「武蔵野版小中一貫教育」を打ち出すことで保護者の認知（小6中3 33%）も高まると考える。

事業6 学習者用コンピュータを活用した学びの推進

これからの教科書にはほぼ各ページにQRコードが掲載している。このQRコードをどのように子どもたちの学びに生かしていくか、授業内での活用、家庭学習での活動など様々な方法が考えられる。QRコードの活用が子どもの学習マネジメント能力を向上させる取組をお願いした。

（教育支援課）

事業10、11には「すべての子どもたちをとり残さない」人権の理念が施策に反映している。「医療的ケア児ガイドライン（仮称）」の取組やその支援を庁内全体で共有していく仕組み作りは先行的な取組である。

事業11 不登校児童生徒支援では、チャレンジルームやクレスコーレ、家庭と子どもの支援員の増員、SSWの活用、保健センターとの連携など、様々な支援体制が組まれている。子どもたちが「社会とつながれる居場所」をみつけ、社会参画できるよう、施策の充実をお願いしたい。

（生涯学習スポーツ課）

事業12 「学びをおくる」生涯学習社会の推進

小中学生の「講座まるごとナビ」は、人文科学スポーツとジャンルも多様で講座も多彩である。これだけの協力団体が存在することはまさに武蔵野市ならではである。しかし、多くの講座が小学生が対象であるので、ぜひ中学生に「居場所」を提供していただきたいと考える。たとえば、小学生対象でも中学生は支援スタッフとして参加するなどの工夫もできる。指導課、教育支援課と連携して、不登校傾向の子どもたちへの積極的な広報もお願いしたい。

（図書館）

事業18 子どもたちの学習活動の推進

子どもの不読率に学校ごとのばらつきが大きい。読書から得られる読解力は学力向上の基盤である。不読率の低い学校は、ビブリオバトルの取組、図書館での授業の実施など、図書館を身近に感じられる活動が行われており、幅広く広報をお願いしたい。また、実績①の「図書館司書体験」は参加する生徒が中高生のべ38名、小学生等が17名の参加はすばらしい。これからも大切にしていきたい事業である。

6 資料

(1) 教育委員会名簿

令和5年4月1日～令和6年3月31日

役職名	氏 名	就任年月日	備考
教 育 長	たけ うち みち のり 竹 内 道 則	平成30年4月1日	
教 育 長 職務代理者	し みず けん いち 清 水 健 一	平成30年4月1日	
委 員	い ぐち だい や 井 口 大 也	令和2年4月1日	
委 員	たか はし やまと 高 橋 和	令和2年11月1日	
委 員	いわ ざき くみ こ 岩 崎 久美子	令和5年4月1日	

(2) 令和5年度教育委員会定例会における審議内容

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
第4回定例会	R5.4.5	15 16 17 18	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則 武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織及び運営に関する規則 武蔵野市立第五小学校・井之頭小学校改築基本計画について 協議事項 (1) 令和5年度教育委員会各課の主要事業について 報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について (3) 武蔵野市スポーツ推進委員の追加委嘱に係る専決処分について (4) 武蔵野市教育委員会所管事務の一部委任に関する規則を改正する規則にかかる専決処分について (5) 武蔵野市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令に係る専決処分について (6) 武蔵野市民科教員向け手引改訂版について (7) 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂について (8) 武蔵野地域自由大学称号記授与式について	可決 可決 可決 可決
第5回定例会	R5.5.11	19	武蔵野市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 武蔵野市立学校改築懇談会設置要綱の一部改正について (2) 武蔵野市立小中学校学級増対策庁内検討会議設置要綱の一部改正について (3) 武蔵野市立小学校及び中学校教科用図書採択要綱の一部改正について (4) 教科用図書採択協議会教科別調査委員会要領の全部改正について (5) 武蔵野市学校保健委員会設置要綱の一部改正について (6) 武蔵野市特別支援教育就学支援委員会設置要綱の一部改正について (7) 武蔵野市通級判定委員会設置要綱の一部改正について (8) 武蔵野市特別支援教育推進委員会運営要綱の一部改正について (9) 武蔵野市特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱の一部改正について (10) 武蔵野市病弱学級(いとすぎ学級)運営要綱の一部改正について (11) 学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部改正について (12) 武蔵野市立図書館読書の動機づけ指導実施要綱の一部改正について (13) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (14) 武蔵野市立学校教職員の人事異動にかかる専決処分について(追加報告) (15) 武蔵野市社会教育委員の委嘱の専決処分について	可決

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			(16) 令和6年度使用小学校教科用図書採択について (17) 令和4年度学習者用コンピュータ活用事業のまとめについて (18) 令和5年度武蔵野市立学校児童・生徒数及び学級数(速報値)について (19) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「鈴木育男写真展Ⅰ」について	
第6回定例会	R5.6.7	20	武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 教育部業務状況報告(4～5月)について (2) 令和5年第2回市議会定例会提出議案 一般会計補正予算について (3) 武蔵野市立第五中学校改築工事請負契約にかかる議案の提出について (4) 武蔵野市立第五中学校改築に伴う電気設備工事請負契約にかかる議案の提出について (5) 武蔵野市立第五中学校改築に伴う機械設備工事請負契約にかかる議案の提出について	可決
第7回定例会	R5.7.5		協議事項 (1) 令和5年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和4年度分)について(重点事業の点検・評価部分) (2) 教科書採択に係る教育委員会の運営について 報告事項 (1) 第四期武蔵野市学校教育計画策定審議会の設置について (2) 武蔵野市学校改築庁内調整会議設置要綱の一部改正について (3) 武蔵野市文化財の登録について	
第8回定例会	R5.8.2	21	令和5年度武蔵野市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和4年度分)について	可決
		22	武蔵野市立武蔵野市民会館条例施行規則の一部を改正する規則	可決
		23	武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館条例施行規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 武蔵野地域五大学共同講演会について (2) 武蔵野ふるさと歴史館企画展「戦争と武蔵野Ⅸ～TargetからGreen Parkへ～」について	可決
第1回臨時会	R5.8.8		協議事項 (1) 令和6年度使用小学校教科用図書採択について	
第2回臨時会	R5.8.22	24	令和6年度使用小学校教科用図書採択について 協議事項 (1) 令和6年度使用小学校教科用図書採択について 報告事項 (1) 令和6年度に特別支援学級で使用する教科書の意向調査の結果について	可決
第9回定例会	R5.9.4		報告事項 (1) 教育部業務状況報告(6～8月)について (2) 令和5年第3回市議会定例会提出議案 一般会計補正予算について (3) 武蔵野市立第一中学校改築工事請負契約にかかる議案の提出について (4) 武蔵野市立第一中学校改築に伴う電気設備工事請負契約にかかる議案の提出について (5) 武蔵野市立第一中学校改築に伴う機械設備工事請負契約にかかる議案の提出について (6) 令和6年度予算概算要求について (7) 武蔵野市立第五小学校及び井之頭小学校改築基本設計 中間報告について (8) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について (9) 令和5年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について (10) 中央図書館地下書庫リニューアル工事及び工期中の開館スケジュールについて	
第10回定例会	R5.10.4		報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 武蔵野市学習者用コンピュータの活用に関するアンケートの結果について (3) 武蔵野市民会館運営委員会委員の委嘱について (4) プレイスフェスタ2023について (5) 企画展「写真でたどる三鷹駅・武蔵境駅周辺～鈴木育男写真展Ⅱ～」について	
第11回定例会	R5.11.1	25	武蔵野市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	可決
		26	武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示	可決
		27	武蔵野市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 報告事項 (1) 令和6年度予算概算要求査定結果(教育部)について	可決

会 議 別	開催 年月日	議案 番号	議 案 及 び 協 議 事 項 等	結果
			(2) 令和5年度「武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査」(速報値)について (3) 令和5年度「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」(速報値)について	
第12回定例会	R5.12.4		報告事項 (1) 武蔵野市教育委員会職員の人事異動の専決処分について (2) 教育部業務状況報告(9～11月)について (3) 令和5年第4回市議会提出議案 一般会計補正予算について (4) 武蔵野総合体育館大規模改修保全整備基本計画(案)について (5) 濱家住宅西洋館建物取得に向けての協議開始について	
令和6年 第1回定例会	R6.1.10		協議事項 (1) 令和6年度武蔵野市教育委員会教育目標及び武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について 報告事項 (1) 令和5年度武蔵野市子どもの学習・生活に関する調査報告書について (2) 第17回むさしの教育フォーラムの開催について (3) 企画展 学校連携展示「武蔵野のくらしを探る一子育と行事一」について	
第2回定例会	R6.2.7	1 2	武蔵野市教育委員会教育目標及び令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について 武蔵野市立小・中学校管理職の人事について 協議事項 (1) 武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針(案)について 報告事項 (1) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会について (2) 学校給食費無償化に関する庁内検討調整会議の設置について (3) 武蔵野市ロードレース2024の開催について (4) 令和5年度第8回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について (5) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会設置要綱の制定について	可決 可決
第3回定例会	R6.3.1	3 4 5	武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則 武蔵野市教育委員会公印規程の一部を改正する告示 武蔵野市立境南小学校及び第一中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の一部を改正する規則 協議事項 (1) 武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の指名について 報告事項 (1) 武蔵野市立小学校体育指導補助員配置要綱等の廃止について (2) 武蔵野市立小中学校学習指導補助員取扱要綱の一部改正について (3) 武蔵野市開かれた学校づくり協議会設置要綱の一部改正について (4) 武蔵野市次期学習者用コンピュータ検討委員会設置要綱の制定について (5) 武蔵野市就学援助費支給要綱の一部改正について (6) 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則取扱要綱の一部改正について (7) 社会教育事業講師謝礼援助細目の一部改正について (8) 社会体育事業援助要綱の一部改正について (9) 武蔵野市立体育施設条例施行規則取扱要綱の一部改正について (10) 武蔵野市体育協会運営補助金交付要綱の一部改正について (11) 教育部業務状況報告について(12～2月) (12) 令和6年第1回市議会提出補正予算(案)について (13) 令和6年度教育費予算(案)について (14) 令和5年度武蔵野市教育委員会児童生徒表彰について (15) 第五小学校改築基本設計概要版について (16) 井之頭小学校改築基本設計概要版について (17) 第五小学校・井之頭小学校改築 実施設計業務委託及び工事の発注方式について (18) 武蔵野総合体育館大規模改修保全整備基本計画の策定について	可決 可決 可決

令和 6 年度 武蔵野市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
(令和 5 年度分)

発行年月	令和 6 年 8 月
発 行	武蔵野市教育委員会 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
編 集	武蔵野市教育委員会教育企画課 電話 (0422) 60-1894 (直通)